

平成26年度

国の施策等に関する提案・要望書（案）

（平成25年6月）

鳥 取 県

目 次

< 最重点要望項目 >

(ページ)

1	高速ネットワークの早期整備について【県土整備部】	1
2	日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について【地域振興部】	9
3	北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について【県土整備部】	10
4	国土強靱化を推進する防災・安全交付金及び 社会資本整備総合交付金の重点的な配分について【県土整備部】	13
5	「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について【未来づくり推進局】	18
6	地方税財政の充実・強化について【総務部】	19
7	国家戦略特区について【商工労働部】	23
8	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について【未来づくり推進局、農林水産部】	24
9	農林水産物の競争力強化に向けた輸出体制の構築について【農林水産部】	26
10	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について【危機管理局、生活環境部】	27
11	原子力発電所における防災対策の強化について 【危機管理局、地域振興部、福祉保健部】	29
12	平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助事業（消防防災ヘリコプターの更新） の採択について【危機管理局】	30
13	津波対策に係る財政支援について【危機管理局、県土整備部】	31
14	日本海海域における地形・活断層調査について【危機管理局、県土整備部】	32
15	大規模災害等への対応能力向上のための大型輸送ヘリコプター配備について 【危機管理局】	33
16	拉致問題の完全解決について【総務部】	34
17	地方バス路線等生活交通確保のための支援策に対する財源確保等について 【地域振興部】	35
18	番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について【地域振興部】	36
19	生活保護制度と新たな生活困窮者支援施策について【福祉保健部】	37
20	介護保険制度の負担のあり方について【福祉保健部】	38
21	子ども・子育て支援施策の充実について【福祉保健部】	39
22	不妊治療支援対策の充実について【福祉保健部】	41
23	国民健康保険制度の基盤強化について【福祉保健部】	42
24	持続可能な電源構成のベストミックスの確立に向けた取組について【生活環境部】	43
25	斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について 【生活環境部、県土整備部】	44
26	市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について【生活環境部】	46

27	三徳山の大山隠岐国立公園への編入について【文化観光局】	47
28	ジオパーク活動への取組への支援等について【生活環境部】	48
29	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について【文化観光局】	49
30	森林・林業の再生に向けた制度の見直しについて【農林水産部】	50
31	漁業及び畜産経営におけるセーフティネットの拡充・強化について【農林水産部】	51
32	学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について【教育委員会、地域振興部】	53

< 重点要望項目 >

1	東日本大震災による県外避難者への支援について【総務部】	54
2	インターネット上における人権侵害の防止について【総務部】	57
3	人権救済制度の確立について【総務部】	58
4	社会福祉法人に対する指導監査権限の強化と行政処分発動基準の明確化について【福祉保健部】	59
5	障害者総合支援法の施行と財源措置について【福祉保健部】	60
6	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について【福祉保健部】	61
7	全国障がい者芸術・文化祭に対する財政支援の拡充について【福祉保健部】	62
8	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について【福祉保健部】	63
9	地域包括ケアの構築に向けた具体的な取組について【福祉保健部】	64
10	サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用について【福祉保健部】	65
11	幼児教育の無償化について【福祉保健部】	66
12	DV加害者更生に向けたプログラムの作成について【福祉保健部】	67
13	地域小規模児童養護施設等の既存建物購入に対する支援について【福祉保健部】	68
14	がん対策の推進について【福祉保健部】	69
15	ポルフィリン症の難病指定について【福祉保健部】	70
16	脳脊髄液減少症治療の医療保険への早期適用等について【福祉保健部】	71
17	医療機関の増床許可の手続について【福祉保健部】	72
18	医師確保対策の推進について【福祉保健部】	73
19	看護師確保対策の推進について【福祉保健部】	74
20	医業類似行為の明確化について【福祉保健部】	75
21	岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について【福祉保健部】	76
22	特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて【福祉保健部】	77
23	農地・担い手関連施策の制度確立について【農林水産部】	78
24	担い手等への農地の利用調整に係る体制の充実強化について【農林水産部】	79
25	魚介類における農薬残留基準の早急な設定について【農林水産部】	80
26	鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について【農林水産部】	81
27	酪農生産基盤維持のための酪農ヘルパー制度の継続について【農林水産部】	82
28	造林公社に対する支援措置の拡充について【農林水産部】	83
29	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに 新日韓漁業協定関連基金の創設について【農林水産部】	84

30	フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び実施地区の拡充並びに 漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度について【県土整備部】	85
31	安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について【県土整備部】	86
32	地方政府間の観光交流を支援する取組について【文化観光局】	87
33	ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について【文化観光局】	88
34	県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について【県土整備部】	89
35	直轄事業における地元企業への優先発注について【県土整備部】	91
36	津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について【危機管理局、県土整備部】	92
37	地球温暖化対策の充実強化について【生活環境部】	93
38	私立中学校に対する就学支援金制度の創設について【地域振興部】	94
39	少人数教育推進のための教職員定数の改善について【教育委員会】	95
40	「総額裁量制」の柔軟な運用について【教育委員会】	96
41	特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて【教育委員会】	97
42	特別支援教育の充実について【教育委員会】	98
43	給付型奨学金の創設について【教育委員会】	99
44	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について【文化観光局】	100
45	消防団に対する財政措置の充実について【危機管理局】	101
46	義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について【生活環境部】	102
47	朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について【生活環境部】	103
48	水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設及び補助基準の緩和について 【生活環境部】	104
49	黄砂問題等、広域大気汚染に対する取組の推進について【生活環境部】	105
50	使用済家電製品の再資源化の推進について【生活環境部】	107
51	消費者行政活性化への財政的支援の継続について【生活環境部】	108
52	MV22オスプレイの低空飛行訓練等について【未来づくり推進局】	109
53	航空自衛隊美保基地における次期輸送機への機種変更について【未来づくり推進局】	110
54	航空自衛隊美保基地の大規模災害支援拠点化について【危機管理局】	111
55	警察の人的基盤の整備について【警察本部】	112

1 高速道路ネットワークの早期整備について

《提案・要望の内容》

これまで整備が遅れていた本県の高速道路ネットワークについては、平成24年度の『鳥取自動車道』の全線開通に続き、平成25年度には県中西部の『山陰道』の連結が予定されるなど、着実に整備が進んでいるところであるが、県民の悲願である1日も早い県内全線の完成に向けて、残る区間の整備とともに、ミッシングリンクの解消に向けた調査・検討を促進すること。

○「鳥取西道路」の整備促進

「鳥取西道路（鳥取空港IC～青谷IC）」については、埋蔵文化財調査を引き続き集中的・計画的に実施するとともに、一体的な供用を目指し、用地買収や埋蔵文化財調査が完了した区間においては速やかに工事着手できるよう、重点的な予算配分を行うこと。

○「北条道路」の交通安全対策事業の早期供用・事業再開に向けた調査の促進

「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業の早期供用を図るとともに、全線の早期事業再開に向けて、早急に計画段階評価を進めること。

○「山陰道～鳥取市福部町」の検討の促進

未指定区間となっている『山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」』については、計画の具体化に向けた検討を進めること。

○「米子市～境港」の検討の促進

「米子市～境港」については、引き続き、必要な検討を進めること。

○『鳥取自動車道』における付加追越車線の早期供用

『鳥取自動車道』については、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、早期に付加追越車線を供用すること。

○『米子自動車道』の4車線化及び「米子道路」における付加追越車線の早期供用

高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道(蒜山IC～米子IC)』について4車線化を行うこと。

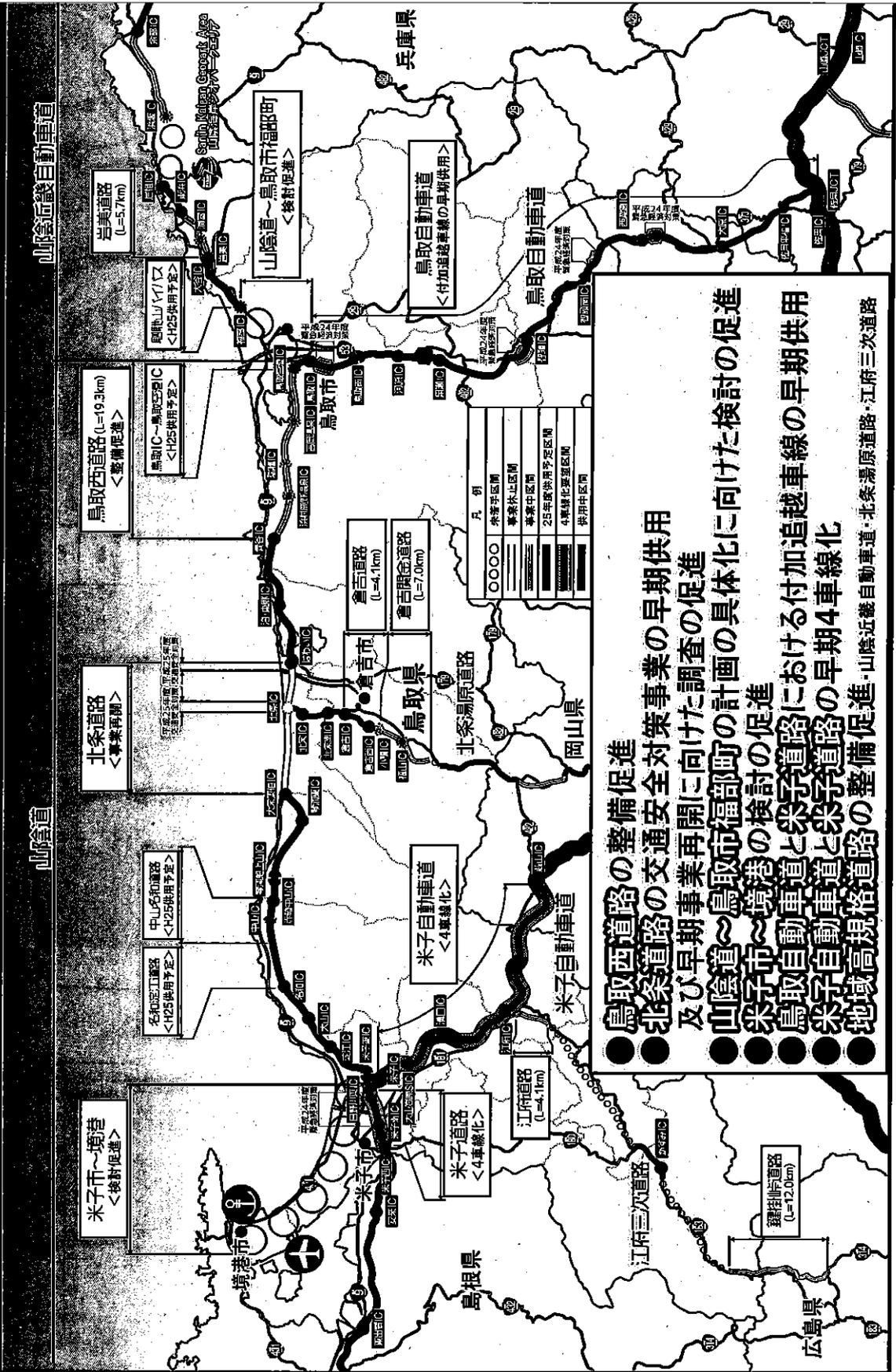
また、「米子道路」については、早期に付加追越車線を供用すること。

○地域高規格道路の整備促進

高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路については、1日も早い供用を図るため、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。

「岩美道路」-----『山陰近畿自動車道』
「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』
「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』

要望 県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を!



- 鳥取西道路の整備促進
- 北条道路の交通安全対策事業の早期供用及び早期事業再開に向けた調査の促進
- 山陰道～鳥取市福部町の計画の具体化に向けた検討の促進
- 米子市～境港の検討の促進
- 鳥取自動車道と米子道路における付加追越車線の早期供用
- 米子自動車道と米子道路の早期4車線化
- 地域高規格道路の整備促進・山陰近畿自動車道・北条湯原道路・江府三次道路

要望 鳥取西道路の整備促進



供用予定時期が示されていない「鳥取西道路(鳥取空港IC～青谷IC)」については、埋蔵文化財調査を引き続き集中的・計画的に実施するとともに、一体的な供用を目指し、用地買収や埋蔵文化財調査が完了した区間においては速やかに工事着手できるように重点的な予算配分を行うこと。

要望 北条道路の交通安全対策事業の早期供用 全線の早期事業再開に向けた調査の促進

東伯山道路
(平成25年2月27日供用)

北条道路 L=13.5km
一般道供用済区間 L=13.5km (平成25年度玉供用済)

青谷羽合道路
(平成15年3月21日供用)

H14.4~H25.4までに発生した死亡事故
(平成25年度事業区)

交通安全対策事業
(平成25年度事業区)

工事完成区間 L=4km

用地買収済区間 L=7km (平成25年度用地買収済)

H23.7.50
正面衝突

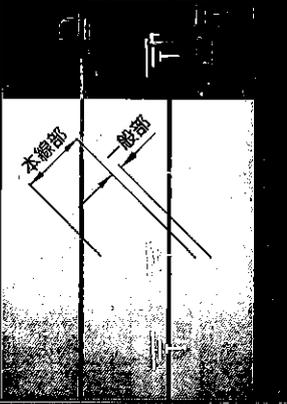
H22.12.8
側面衝突

H22.11.28
側面衝突

H22.11.10
側面衝突

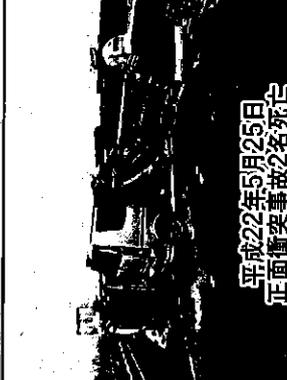
既に一部区間で用地買収や路体盛土が概成

本線部については、
平成2年度から用地買収
(旧北条町域のみ)に着手し、
横断構造物や路体盛土
工事等を行っていたが、
平成19年度以降は
予算計上なし



交差点部を中心に近年死亡事故が頻発

無信号を含む平面
交差点を中心に重大
事故が頻発しており、
交通事故致死率は9.8%
は全国平均(0.6%)
や県内の他区間(1.6%)
と比べて非常に高い。



平成22年5月25日
正面衝突事故2名死亡

「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業(平成25年度事業化)の早期供用を図るとともに、全線の早期事業再開に向けて、計画段階評価を進めるため調査(概略ルート・構造の検討)を早急に進めること。

要望 山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」 計画の具体化に向けた検討の促進

山陰道
鳥取西道路 L=19.3km

山陰道～鳥取市福部町
山陰近畿自動車道

山陰道～鳥取市福部町
山陰近畿自動車道

4月24日には山陰近畿自動車道整備推進議員連盟を設立

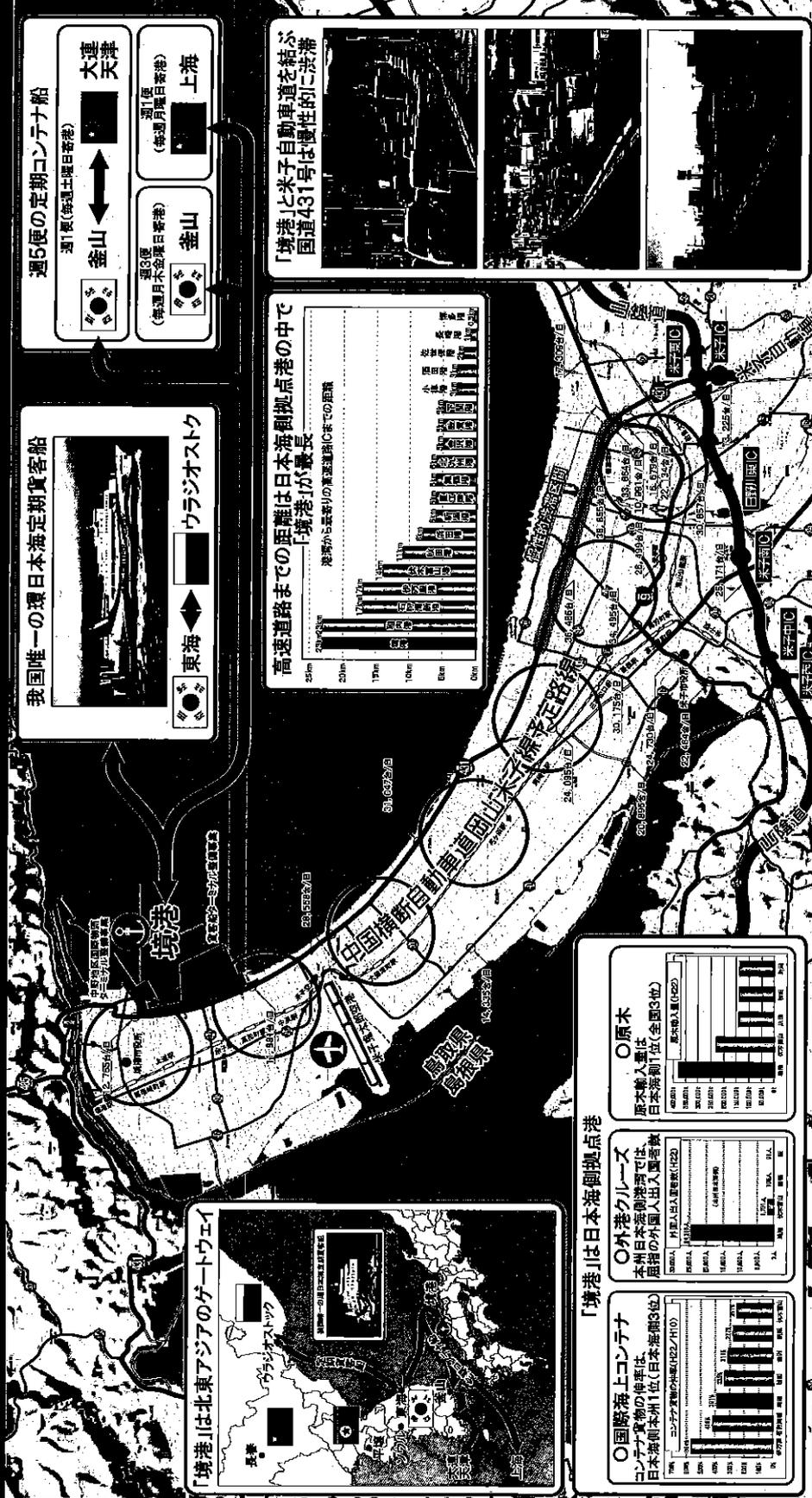
平成25年度供用に向けて整備が進む「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」

平成25年度供用に向けて整備が進む「鳥取山ハイパス」

現道区間（国道29号）は慢性的に渋滞

山陰近畿自動車道を山陰道・鳥取自動車道と結節させることでネットワークを構築し、整備効果を相乗的に向上させるとともに、現道区間の慢性的交通渋滞を緩和するため、山陰近畿自動車道「山陰道～鳥取市福部町」について、計画の具体化に向けた検討を進めること。

要望 米子市～境港の検討の促進



日本海側拠点港として、北東アジアのゲートウェイ機能を担う「境港」に、高速道路ネットワークを直結することにより、アジア経済の力強い成長を我が国が効率的に取り込むため、「米子市～境港」について、引き続き、必要な検討を進めること。

要望 米子自動車道の4車線化 米子道路における付加追越車線の早期供用

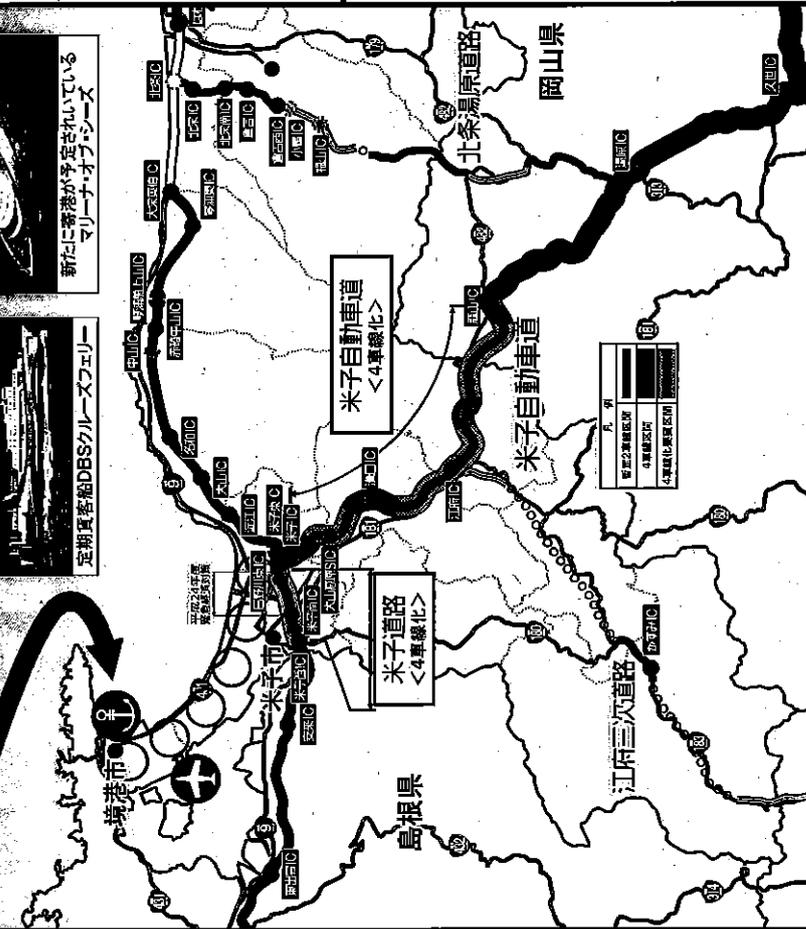
東海 米子 止海



年々悪化する交通渋滞の解消



米子道路では、交通量の増加により通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生



対面交通に起因する重大事故の防止



平成22年2月14日、米子自動車道(伯耆町金屋谷)で発生した正面衝突事故で、大学生3名が死亡。

高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道(蒜山IC~米子IC)』

について4車線化を行うこと。

また、『米子道路』については、当面の対策として、早期に付加追越車線を供用すること。

2 日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について

《提案・要望の内容》

- 整備新幹線の整備が遅れている地方に対する在来線を含めた総合的な高速鉄道網の整備の方向性を示すとともに、災害に強い国土づくりを進めるために、高速鉄道の補完性・代替性（リダンダンシー）を確保することが重要であり、山陰新幹線をはじめとする整備新幹線など高速幹線鉄道網の整備を推進すること。
- また、国土交通省において「幹線鉄道の高速鉄道化・利便性向上に向けた調査」を行う経費が平成25年度予算に盛り込まれた。これを確実に実施するとともに、高速鉄道の整備が遅れている地域に配慮したものとすること。

※環境にやさしい大量公共交通機関としての鉄道機能をより発揮するためには、全国的な高速幹線鉄道網の整備が必要。

※しかしながら、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定されて以来約42年経過しているにもかかわらず、基本計画線については、着工はもとより調査・計画の目途さえ立っていないのが現状であるが、この間、同法は根本的な見直しはされず、また、その他に総合的な幹線鉄道計画は策定されていない状況にある。

※また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかになったように、旅客、貨物輸送を確保するためには高速鉄道、高速道路などの高速交通網の多重化が不可欠。

<参考>

全国新幹線鉄道網の整備状況

路 線		線路延長 (工事延長)	
営業中の 新幹線	東海道（東京から新大阪）	515.4km	2,387.7km うち 整備新幹線 552.6km (黄色部分)
	山陽（新大阪～博多）	553.7km	
	東北（東京～盛岡）	496.5km	
	東北（盛岡～八戸）	96.6km	
	東北（八戸～新青森）	81.8km	
	上越（大宮～新潟）	269.5km	
	北陸（高崎～長野）	117.4km	
	九州（博多～新八代）	130.0km	
	九州（新八代～鹿児島中央）	126.8km	
建設中の 新幹線	北海道（新青森～新函館(仮称)）	148.8km (148.3km)	779.5km
	北海道（新函館(仮称)～札幌）	211.5km (211.7km)	
	北陸（長野～金沢）	228.0km (231.1km)	
	北陸（金沢～敦賀）	125.2km (114.4km)	
	九州（武雄温泉～長崎）	66.0km (67.0km)	
	整備計画 路線	北陸（敦賀～大阪）	
	九州（新鳥栖～武雄温泉）	約50km	

整備計画 路線 (超電導磁気による浮上方式)	中央（東京から大阪）	438km
基本計画 路線	北海道（札幌～旭川）	約3,030km
	北海道南回り（長万部～室蘭～札幌）	
	羽越（富山～新潟～秋田～青森）	
	奥羽（福島～山形～秋田）	
	北陸・中京（敦賀～名古屋）	
	山陰（大阪～松江～下関）	
	中国横断（岡山～松江）	
	四国（大阪～高松～大分）	
	四国横断（岡山～高知）	
	東九州（福岡～大分～鹿児島）	
九州横断（大分～熊本）		

3 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

《提案・要望の内容》

- 我が国の経済再生や国土強靱化を推進し、日本海国土軸を形成するため、北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること
- 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を早期に事業化すること
 - 中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期完成すること
 - 境港では世界最大級の外航クルーズ船等の寄港が増加していることから、C I Q体制の充実を図ること

<参考>

重要港湾「境港」は、北東アジアゲートウェイとして日本海周辺アジア地域との地理的特性を生かし、その著しい経済発展を我が国の成長に取り込み、「国際競争力の強化」、「観光立国の実現」の一助を成すとともに、大規模災害時の代替性を確保するための「日本海国土軸形成」の一翼を担うなど国土強靱化を推進する上で、益々その重要性が高まっている。

よって、我が国の経済再生や地域の活性化のためには、境港が北東アジアゲートウェイとしての港湾機能をさらに充実することが重要であり、次の事業を早期に実施することが必要である。

竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業

我が国唯一の環日本海定期貨客船は、旅客・貨物とも年々増加するなど安定就航している。また、一昨年のアジアクルーズターミナル協会への加盟を契機に、クルーズ船の寄港が急増し、(2013年は大型クルーズ船等20回以上見込まれ、既に2014年まで続々とオファーがある等)多くの観光客訪問が期待される。

しかしながら、環日本海定期貨客船は、貨物ふ頭に設置した仮設の旅客ターミナルを使用し、大型クルーズ船は原木などを取り扱う岸壁に係留せざるを得ないことから、景観・異臭の問題や入国手続きに時間がかかるC I Q体制など、乗客の受入体制が十分ではない状況である。

加えて、原木船等と係留が重複し、大型クルーズ船の寄港を断らざるを得ない場合も生じている。

これらの大型クルーズ船需要に応え、さらに環日本海定期貨客船や国際RORO船による旅客・貨物の増大、トライアル輸送を通じた国内RORO船の就航など、複合一貫輸送に対応した岸壁確保が求められている。

さらに、境港は、今後想定される太平洋側の地震・津波が発生した場合の人流・物流の代替港湾として高いポテンシャルを有しており、このターミナルの整備は、国土強靱化、防災・減災ニューディールの実現に不可欠である。

本年6月に採択された先導的官民連携支援事業において、「みなと」を核とした日本海側の賑わいづくりと防災拠点機能を両立できる新たな貨客船ターミナル等港湾機能のあり方等について検討し、魅力あるみなとのプランを官民一丸となって練っていくこととしている。

このため、専用岸壁となる貨客船ターミナル整備事業(直轄事業)を早期に事業化することが必要である。

中野地区 国際物流ターミナル整備事業

現在、国内シェア15%を占める境港背後の木材関連企業は、平成25年度には増産体制を整え、原木輸入の増加を見込んでおり、1日も早い岸壁整備を強く望んでいる。また、岸壁背後のふ頭用地の確保も急がれることから、当県としても平成24年度補正予算によってふ頭用地造成等を前倒している。

このため、当該事業の重点実施による国際物流ターミナルの早期完成が必要である。

境港への外航クルーズ船寄港に伴うC I Q体制の確保

境港は、アジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

外航クルーズ船の円滑な運航には、C I Q体制が十分に確保されることが不可欠である。2014年には境港への世界最大級のクルーズ船寄港が予定されている中で、C I Q体制の充実が急務である。

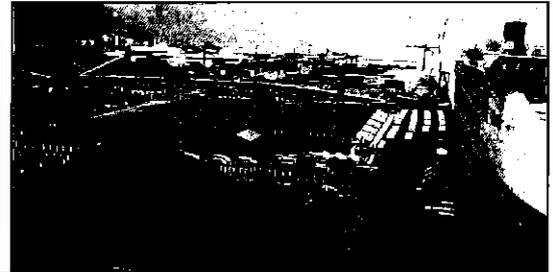
- (1) 仮上陸許可による入国審査(新方式)の本格導入と適用範囲の拡大
- (2) 境港へのC I Qに係る人員体制の確保

早期事業化を!

竹内南地区 複合一貫輸送に対応した 貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕

我が国唯一の環日本海定期貨客船や外航クルーズ船に対応した新たな貨客船ターミナルの整備

課題：環日本海定期貨客船やクルーズ船 に対応する専用岸壁がなく、大型クルーズ船寄港の際は原木等を取扱う岸壁に係留せざるを得ない状況。このため、「景観・異臭などの問題」、「貨物船との係船調整(沖待ち)」、「CIQ体制が不十分(入国手続きに時間がかかる)」などの問題が生じている。



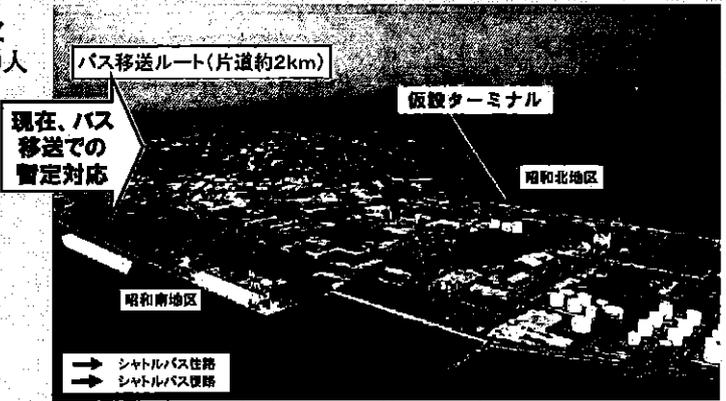
【CIQ体制が不十分】

貨物船(原木、チップ)とクルーズ船が同一岸壁を利用

昭和南地区

- 入国手続きを2時間程度で終わることが不可欠
- 現在の出入国審査7ブースでは、2時間で700人が限界

大型クルーズ船(乗客2,000人)の場合、昭和南地区岸壁から昭和北地区の 仮設ターミナルまで(約2km) 乗客をバス移送で対応せざるを得ない。
また、仮設ブースも設置し、受入体制を確保している状況。



○クルーズ船が急増!

- ・2012年 ⇒ 16回寄港 (本州日本海側港湾では最多の寄港回数!)
- ・2013年 ⇒ 20回以上寄港
- ・2014年 ⇒ 30回以上寄港

2013年寄港予定		寄港船舶			備考
船名	船種	総トン数	全長	乗客定員	
5/1, 9/28	にっぽん丸	22,472t	166.6m	524名	
5/3, 5/7, 5/20	カドニアンスカイ(英)	4,200t	90.6m	114名	(5/20)ファーストポート
5/14, 7/7	サン・プリンセス(米)	77,441t	261.3m	1,990名	(7/7)ファーストポート
5/15, 6/19, 6/1	クリッパー・オデッセイ(米)	5,218t	103m	128名	(5/15)ラストポート (5/19)ファーストポート (6/1)ファーストポート
5/15, 6/5, 9/4	コスタ・ヴィクトリア(伊)	75,166t	252.9m	1,928名	(5/15)ファーストポート (6/5)ファーストポート (9/4)ファーストポート
9/2	飛鳥II	50,142t	241m	872名	
10/18	ル・ソリアル(仏)	10,700t	142.3m	264名	ラストポート
調整中	クラブ・ハーモニー(韓)	25,558t	174.2m	1,000名	複数回寄港予定
調整中	コスタ・ヴィクトリア(伊)	75,166t	252.9m	1,928名	複数回寄港予定

既に2014年まで続々とオファーあり!

新たに世界最大手の客船会社(プリンセスクルーズ社)から11万トン級(乗客3,000人)の大型クルーズ船の10回以上の寄港オファーもあり、2013年の寄港予定回数を大幅に上回る勢い!

しかしながら、2014年の大型クルーズ船の寄港については、貨物船と係留が重複するため、寄港を断らざるを得ない。

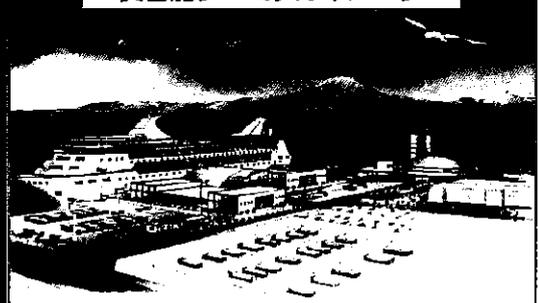


専用岸壁となる貨客船ターミナルの整備(新規事業採択)が急務!

竹内南地区貨客船ターミナル整備 ~みなどを核とした官民連携による賑わいづくり~



貨客船ターミナルイメージ



重点整備を!

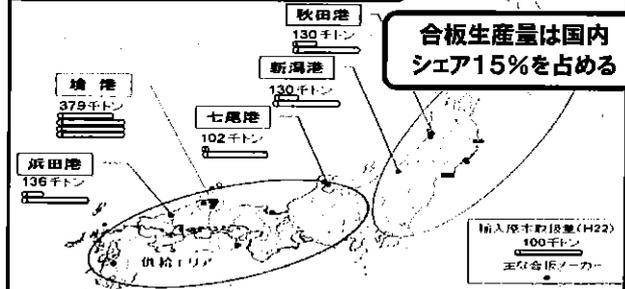
中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕

外貨貨物の増加、船舶の大型化、既設施設の混雑等に対応した岸壁(-12m)の整備

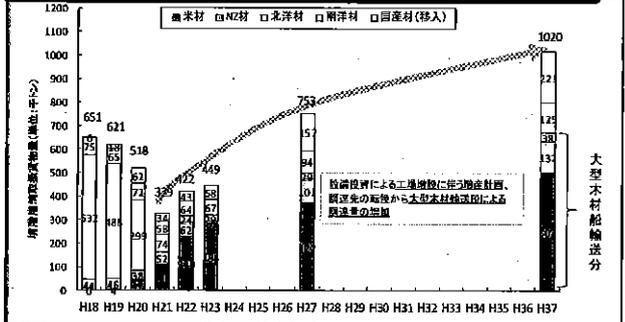
課題：ふ頭用地の不足に伴う非効率な荷役



境港は西日本の合板製造拠点



設備投資および大型原木船による調達量の増加



境港背後の合板工場が拡張

〔合板の安定供給を支えるための増産体制の整備〕



- 設備投資
 - 平成22~25年 39億円
 - 平成23年 1億円
 - 平成24~25年 10億円
 } 50億円
- 雇用創出
 - 工場増設による直接雇用増 30名程度

平成25年には合板の増産体制が整い原木輸入量が増加

合板増産に伴い原木の野積が増加
↓
更に野積場が不足



島根県

臨港道路

外港ふ頭

外港中野地区

岸壁(水深12m)

外港昭和地区

昭和南ふ頭

ふ頭用地

泊地(水深12m)

竹内ふ頭

竹内地区

ふ頭用地の前倒し整備

- 国土交通省: 泊地浚渫前倒し
- 境港管理組合: ふ頭用地造成前倒し

区分	施設名	事業費(百万円)	H23	H24	H25	H26	H27	H28
直轄事業	岸壁(-12m)	5,000		(地盤改良)	(岸壁工事)			...
	泊地(-12m)	990		(浚渫工事)			前倒し	
境港補助	道路・緑地	50					(道路工事)	
境港管理組合	起債	2,460	(I期工事)	(II期工事)	(III期工事)	(IV期工事)		早期完成
	合計	8,500	前倒し					

4 国土強靱化を推進する防災・安全交付金 及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について

《提案・要望の内容》

○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。

※国土の強靱化を推進する事前防災・減災対策や暮らしの安心・地域活性化等に重点的に取り組むことは喫緊の課題である。

- ・全国的には、平成23年の台風12号や平成24年の梅雨前線など近年も豪雨によって甚大な被害が発生している。
- ・東日本大震災の教訓から公共交通インフラ等の耐震化、遡上する津波に対する海岸堤防や河川堤防の整備などの総合的な地震対策が急務であるとともに、中央自動車道・笹子トンネル事故によってインフラの老朽化対策の深刻さが再認識された。
- ・京都府亀岡市をはじめとして全国で痛ましい通学児童の死亡事故が発生し、早急な通学路の安全対策も求められている。

※当県においても、平成23年の台風12号によって堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水や集落の孤立が発生するとともに、現在でも土石流対策が行われていない要援護者施設や侵食対策が完了していない海岸が残されている。

※また、長寿命化計画を策定して橋梁等の安全確保と維持管理コストの縮減に努めているが、今後急速に進展する老朽化への対策が不可欠であるとともに、大規模地震に備えた橋梁等の耐震補強、緊急輸送道路の防災対策も急務である。

※更に、平成24年度の緊急点検に基づいた通学路の安全対策を平成26年度までに緊急的に実施する必要がある。

〈主な箇所〉

[治水対策]

- ・河川事業 大路川：都市部貫流河川の治水安全度向上（堤防腹付けなど）
- ・砂防事業 深谷川：災害時要援護者施設の土砂災害防止
- ・海岸事業 湯山海岸：山陰海岸国立公園の海岸侵食対策

[老朽化対策]

- ・道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新

[大規模地震対策]

橋梁の耐震補強：国道431号境水道大橋など

[防災対策]

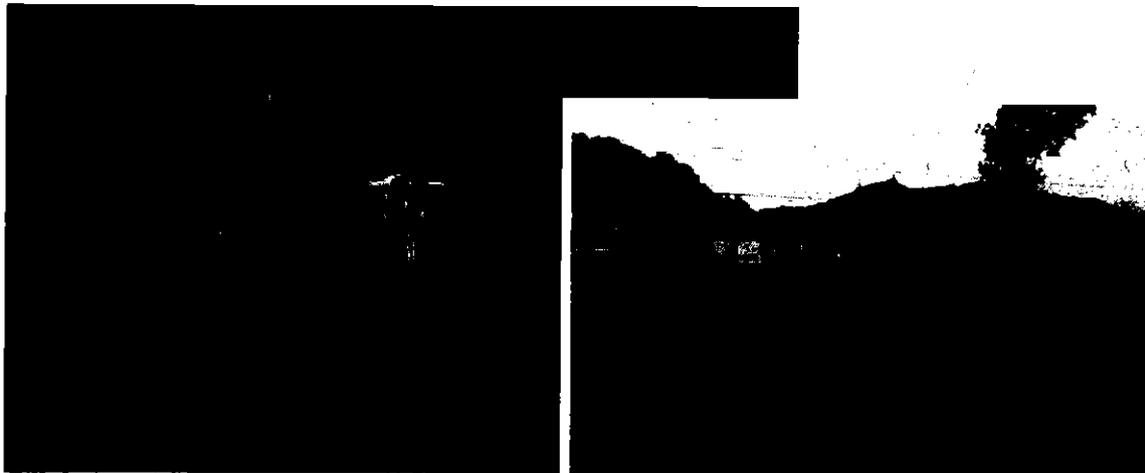
- ・緊急輸送道路等の落石防止対策、未改良区間の改良等

[通学路の安全対策]

平成24年度の緊急点検に基づく要対策箇所等

○平成23年台風12号で浸水被害が発生(青木箇所)

法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの青木地区で浸水被害が発生。(床上4戸、床下40戸) 県道の通行止めにより集落が孤立。



○前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生(平成19年8月 若桜町 角谷川)



○平成23年の台風12号等により遊歩道が被災(陸上海岸)



○橋梁の耐震補強(境水道大橋(国道431号))

島根半島と弓ヶ浜半島を結ぶ延長約700mの長大橋梁で、大規模地震等の災害発生時における物資の緊急輸送道路、避難路の安全確保のため、平成26年度完了を目標に耐震補強工事を実施中。



《鳥取県内の社会資本の老朽化状況》

施設名		施設数	建設後50年が経過する施設数	
			現在	20年後
道路施設	橋梁(橋長15m以上)	717	(15%) 104	(55%) 393
	トンネル	37	(5%) 2	(38%) 14
河川施設	水門・樋門・堰(幅4m以上)	36	(0%) 0	(37%) 13
港湾施設	岸壁・防波堤・橋梁等	241	(10%) 23	(43%) 104

※県が管理するトンネルや橋梁など多くの社会資本の老朽化が進み、今後、維持管理に要する費用が増大する。

○老朽化により、コンクリート面が剥離し、鉄筋が露出している橋梁

現在、平成26年度完了予定で橋梁補強工事を実施中(源太橋(県道猪ノ子国安線)橋梁補強工事)



○コンクリートひび割れ、樋門本体の剥離が進行している樋門(湖山水門)



○通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間で、児童・生徒が通学する時間帯は通勤自動車の交通量が多く、特に踏切部分は車道幅も狭隘で危険なため、歩道設置と踏切拡幅の安全対策が必要。



5 「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、中央府省を解体し、国の事務・権限の地方へ移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。
- 東京一極集中の中央集権構造、地域間・地域内格差を是正するため、日本海国土軸等の多重型国土軸による地域発展型国土づくりを推進すること。
- 全国一律ではなく、地域が自らのあり方を選択・決定できる仕組みを導入すること。まずは設置が義務づけられている「教育委員会」を選択制とすること。
- 地方に課されている義務付け・枠付けの見直しを確実に実施し、条例制定権の拡大を図るとともに、「従うべき基準」の縮小など地方の自由度を実質的に高めるための見直しを行うこと。
 - ※義務付け・枠付けの第4次見直し (H25. 3. 12 閣議決定)
 - ◇地方からの地域の実情に即した具体的な提案（基礎自治体への権限移譲を含む。）を受けて、57項目について見直しを実施。
 - ◇廃案となった第3次一括法案に盛り込まれた事項と地方からの提案を受けた第4次の見直しに係る事項とを併せて、新第3次一括法案（74法律を一括改正）を今国会に提出。
(H25. 4. 12)
- 国が当面の検討課題としている直轄道路・直轄河川やハローワーク、その他第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論を活かし、地方の要望も踏まえて国の事務・権限の移譲を着実に実現し、地域の実情に応じた地方分権改革を断行すること。
- 道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を行うべきであり、また、道州制の姿やメリット・デメリット等について、国と地方の両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠。そのため、地方分権改革担当大臣の下に設置された地方分権改革有識者会議のほか、国と地方の協議の場に分科会を設置するなど、県、市町村など当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであること。
- また、道州制が国のあり方や国民生活にどのような変化をもたらすのかなど、国民が適正に判断できる情報を積極的に発信し、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすこと。

6 地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

○地方法人課税のあり方の見直しや、地方消費税を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早期に実現すること。

○地方交付税の法定率の引上げ等を的確に行うとともに、地方の行政需要を的確に反映した別枠加算の確保などにより、三位一体改革の影響により減少した地方交付税総額を早期に復元し、地方の一般財源総額を確保すること。

また、都市部と地方部の地域間の税源の偏在は、地方消費税の引上げによってもなお十分に解消されないことから、地方交付税の財源調整機能を強化すること。

○累増する臨時財政対策債について、税制抜本改革に取り組む中においてそのあり方の見直しを行い、増大を抑制すること。また、その実現までの間の臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方公共団体に配慮した方式を一層拡充すること。

○自動車関係諸税の簡素化・グリーン化の観点から、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直す際には、貴重な地方の税源を確保すること。また、地方環境税の創設等を行うとともに、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけ地方の取組を支援するなど、地球温暖化対策における地方の役割の重要性を踏まえた安定的な地方税財源を確保すること。

○地方交付税は地方共通の固有の財源であり、国が地方に対して地方公務員給与の引き下げを要請する手段として行った地方交付税の削減は、二度と行わないこと。

鳥取県は、県内企業との均衡を図る独自の公務員給与適正化を図ってきたことから、平成24年4月のラスパイレス指数（国カット前）が93.6、さらに平成25年1月1日の給与改定により、平成25年1月のラスパイレス指数（国カット後）が99.4となり、平成25年1月28日の総務大臣による給与削減要請以前から既に国家公務員より低い給与水準である。

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立

○ 地方税財源の偏在性と格差 [都市部と地方部の比較]

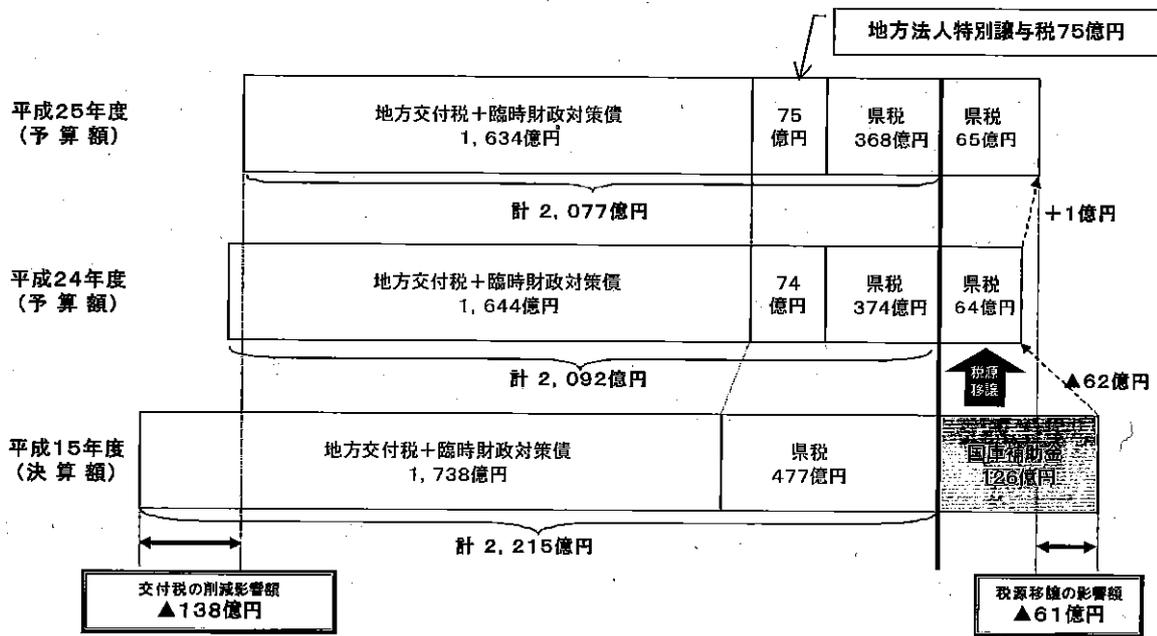
《都道府県ごとの一人当たり税収の最大/最小 (平成23年度)》

地方税全体	最大(東京都) : 最小(沖縄県) = 2.5倍	(東京都 : 鳥取県 = 2.2倍)
法人二税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 5.3倍	(東京都 : 鳥取県 = 4.0倍)
地方消費税	最大(東京都) : 最小(奈良県) = 1.8倍	(東京都 : 鳥取県 = 1.4倍)

○ 三位一体改革による地方交付税・税源移譲の影響額

《例》 鳥取県の場合 (平成15年度 ⇒ 平成25年度 ▲199億円)

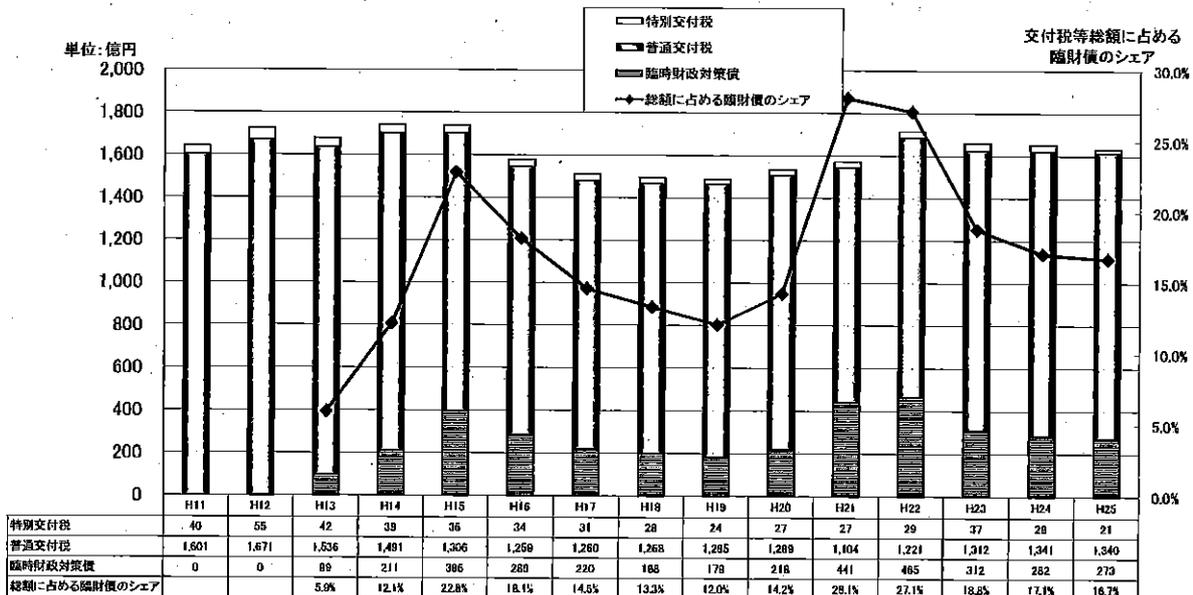
交付税の削減影響額と税源移譲の影響額 (▲199億円)



(注) イメージをわかりやすくするため、金額と面積を比例させていません。

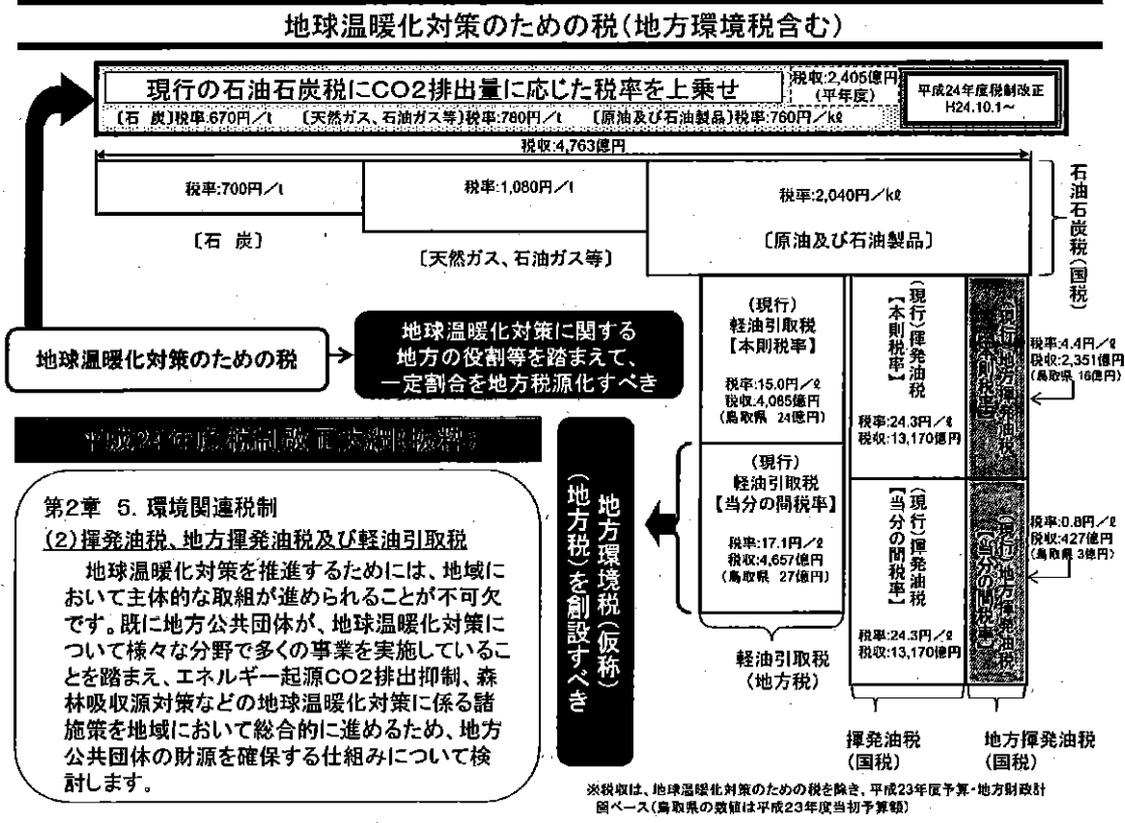
○ 借金に依存しない、真水による地方交付税制度を確立 [脱！臨時財政対策債]

《例》 鳥取県の場合 (平成25年度 臨時財政対策債が約2割を占める)



○地球温暖化対策のための税（地方環境税含む）

[全国知事会資料]



○地球温暖化対策について

[全国知事会資料]

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額
合計 約1兆6,400億円
(都道府県:約9,200億円、市町村:約7,200億円)

CO2、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額
合計 約1兆1,284億円

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

※ 環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

○自動車取得税の堅持

[全国知事会資料]

自動車取得税は、

- 自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの
- 偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

自動車取得税交付金

〈総額の決定方法〉

- 税額 × 95/100 × 7/10
+ 政令指定都市の割増交付分
※平成22年度決算 地方 1,916億円

【交付基準】

- 都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長(1/2)及び面積(1/2)にあん分して交付。
(鳥取県大山町の例 H22:34百万円)
- 政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。
(横浜市の例 H22:44億円)

〈都道府県ごとの一人当たり税収額指数〉

(平成22年度決算)

全国平均を100とした場合の最大/最小

地方法人二税 5.4倍
自動車取得税 2.9倍

	地方税	自動車取得税
東京都	165.6	101.7
鳥取県	74.2	92.4

7 国家戦略特区について

《提案・要望の内容》

○地域のポテンシャルを活かした課題解決型サービス産業の創造で国内需要を掘り起こすとともに、生み出したサービスを新社会モデルとしてパッケージ化して北東アジアや東南アジアへシステム輸出できるよう戦略的に取り組んでいる鳥取県の地域活性化総合特区に対して、国家戦略特区と同等の大胆な制度改革を適用すること。

【鳥取発次世代社会モデル創造特区の概要（H24, 7, 25 地区指定、H25, 6 月末計画認定予定）】

- ・区域：鳥取県西部9市町村
- ・目標：地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけ、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図り、この好循環により地域経済の活性化を図る。
- ・事業：とっとりスマートライフ・プロジェクト
 - ①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス（米子市中心市街地）
 - ②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス（江府町下蚊屋地区等）
 - ③健康情報を高度利用する健康づくりサービス（南部町）

【規制改革の例】

- ・カーシェアリングにおけるワンウェイ（乗り捨て）の基準の明確化
- ・発送電分離を視野に入れた電力会社が所有する配電線の第三者利用
- ・健康情報（ビッグデータ）のビジネス利用

【税制措置の例】

- ・企業立地促進法に基づく設備促進税制（特別償却）の対象に実証設備を追加
- ・特区事業に取り組む企業の法人実効税率を20%に引き下げ

【金融措置の例】

- ・企業立地促進法に基づく優遇措置に新たな保証枠を創設
- ・日本政策金融公庫等の資本制融資において県が認定した事業者に配慮した枠組の創設

※ リーマン・ショック以後の大企業の統廃合や製造拠点の海外移転等は、地方経済の根幹に深刻な影響を及ぼしている。首相主導の大胆な政策により地方における経済再生の道筋を示すことは国全体の経済活性化にもつながる。

現在の総合特区制度は規制の特例措置や財政上の支援措置等の活用が少なく、現在のボトムアップ方式の提案には限界がある。総合特区の実効性向上を図るため、国が主体的に関与した、国家戦略特区と同等の大胆な規制改革、税制措置などの制度改革が必要である。

<参考>

1 国家戦略特区の基本的な考え方と当面の進め方

- 「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ことを目指す
- 我が国経済に大きな効果があると認められる地域の先導的な取組に対して、国が主体的にコミットし、総理主導の下、大胆な規制改革等を実現
- 国・地方・民間が目的を共有し、トップ自らが参画の下、「三者一体」となって取り組む
- 大都市だけでなく、地域の個性を活かした農業等に係る地域振興策などについても着実に検討
- WGを立ち上げ（H25年5月10日）、以下の項目を検討し、早期に実現の目途をつける
 - ・具体的な規制改革項目、地域の選定基準など

2 総合特区制度の課題

- 各府省が消極的。資料作成などについて過度な負担が求められ時間を要している。【規制の特例措置】
- 要件が厳しく活用実績が少ない。【税制上の特例措置】
- 国の予算を活用して不足する場合に補完するため、新規の取組に充当できない。【財政上の支援措置】
- 要望が多く、予算の拡充が必要。【金融上の支援措置（利子補給金）】

8 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加について

《提案・要望の内容》

○TPP協定への参加の可否については、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行いながら慎重に検討、判断を行うこと。

○今後、交渉を進めるにあたっては、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、国内農林水産業の再生及び競争力強化をはじめ必要な分野には適切な支援策を講ずること。

【国内農林水産業の競争力強化に向け、求められる対策】

- ① 米、畜産物など重要品目について、関税措置を継続。
- ② 戸別所得補償制度などを含む「日本型直接支払い」の見直しに当たっては、現行施策の水準の維持、円滑な移行。
- ③ 高品質な農林水産物生産のための生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援（主に農業水利施設・米の乾燥調整施設・畜舎の整備、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・継続、高度衛生管理型の水産市場整備など）。

<参考1>

TPP拡大交渉会議の動き

- 5月15～24日、ペルーにおいて第17回拡大交渉会議開催。マレーシアで開く次回会合の日程は7月15～25日とすることで合意した。
- 日本は米国内で参加承認の手続きが終わる23日午後に関流する。米国など交渉参加11カ国は初参加となる日本に配慮し、会合を1日間延長した。日本の参加は最長で3日間となる。

<参考2>

政府の動き

- 政府は7月交渉に向けて対策本部を強化する。現在は70人台の人員を100人規模に増やす。TPPの交渉分野ごとに交渉官を置き、海外で情報収集する首席交渉官を国内で補佐する「首席交渉官代理」を新たに置く。
- 農業分野の成長戦略具体化に向け、安倍首相を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」設置を5月21日に閣議決定（同日初会合）。首相が掲げる「攻めの農林水産業」を実現するため、年内をめどに「農林水産業・地域の活力創造プラン」（仮称）を取りまとめる方針。

<参考3>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物	219億円 (△32.4%)
林産物 (合板等)	9億円
水産物 (属人)	18億円 (△11.3%)
合計	246億円 (△25.0%)

※ () 内は対県内生産額比

<参考4>

「日本型直接支払い」など農業関連施策の制度確立

○農地・水保全管理支払交付金

・本県農業振興地域面積の3割をカバーしており、活動の高度化に貢献。兼業農家や非農家も参加した農業用施設の保全管理のための重要な施策として、定着しつつある。

○中山間地域等直接支払交付金

・生産条件の不利な中山間地域農業を守る重要施策として定着。

○米の戸別所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

○飼料米等の新規需要米に対して、80千円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」(通知)

○昭和57年4月5日付農林水産事務次官依命通知。

○トラクターやコンバイン、畜舎、漁船などは、汎用性があり、個別経営向になじみ、地域の普及度が高いなどの理由から補助対象外とされており、農林水産業者が必要とする機械施設の導入が困難となっている。

境漁港の高度衛生管理市場整備に向けた検討

○さかいみなと漁港市場活性化協議会が本年3月に作成した「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」では、「信頼される漁港・市場づくり(漁港・市場機能の強化)」、「活力がある漁港・市場づくり(集荷・販売力の強化)」、「親しまれる漁港・市場づくり(観光連携及び地域活性化の推進)」をビジョンの3つの柱と定め、高度衛生管理市場の整備に向けた具体的に検討。

《高度衛生管理市場に向けた具体的な検討内容》

- ・ゾーニングにより水産物の一方向化
- ・人、車の入場管理
- ・閉鎖型市場による鳥の侵入、異物混入防止
- ・殺菌冷海水及び低温市場化による鮮度保持
- ・電動フォークリフトによる排ガス汚染防止

○本年度、国直轄で高度衛生管理基本計画策定調査が実施されるので、専門のコンサルタントの意見等も参考にしながら、さかいみなと漁港市場活性化協議会で意見集約していく。

9 農林水産物の競争力強化に向けた輸出体制の構築について

《提案・要望の内容》

- ジャパンブランド確立のため、日本の食文化・農林水産物を海外へ展開するにあたり、国が先導的な立場となり農業団体、農業者、更には輸出業者など、国と産地が一体となってエリア毎に戦略的に取り組む「攻めの輸出体制」を確立するとともに、必要な予算措置を講ずること。
- 牛肉をはじめ、輸出先国における食品別の検疫等の規制の是正や国内における輸出基準・規制の是正など輸出環境の改善を講ずること。

※4月23日の産業競争力会議において林大臣より、「攻めの農林水産業」の施策を表明。平成32年までに農林水産物・食品の輸出額を平成24年現在の4,5百億円から1兆円水準とする目標を設定。

※日本の食文化や食を海外展開することは国の役割であり、これまで個々の産地での対応を国をあげたミッション形式とし、対象国・対象品目毎に対する戦略が必要。

※牛肉等畜産物輸出は、家畜伝染病（口蹄疫、BSE等）発生に伴う諸外国の輸入規制をはじめ、と畜場、食肉処理場の食肉取扱施設基準など輸出相手国により輸出食肉認定制度が異なり、国際標準化が必要。
更には、輸出に関する証明書の発行、通関手続きなど長期間要するため、輸出環境を早急に改善し輸出促進を図る必要がある。

<参考>

○「攻めの農林水産業」の具体化の方向（平成25年4月 農林水産省）

輸出戦略、食文化・食産業のグローバル展開

【目標】

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」（今後10年間で340兆円から680兆円に倍増）を獲得。
- その手段として、国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツ（水産物、和牛、日本酒等）の輸出による輸出拡大を目指す。
→品目別の農林水産物・食品の輸出額に係る数値目標、輸出県境の整備等に係る政策目標を設定する。

【政策の展開方向】

1. 日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made by Japan)
2. 日本の農林水産物・食品の輸出 (Made in Japan)
3. 世界の料理界での日本食材の活用推進 (Made from Japan)

○輸出食肉認定制

【認定輸出牛肉取扱施設】

輸出相手国	国内認定施設数	相手国が求める衛生要件	主な輸出食肉取扱施設
米国	7	・HACCPシステムの導入	岩手、群馬、鹿児島、宮崎
カナダ	5	・特定危険部位の除去	群馬、鹿児島、宮崎
香港	9	・家畜伝染病発生の有無など	岩手、群馬、鹿児島、宮崎、岐阜
マカオ	52	・特定危険部位の除去(30ヶ月齢未満)	北海道、東北、九州、名古屋、東京、神戸など
タイ	32		北海道、東北、九州、近畿、名古屋、東京、神戸など
シンガポール	10	・家畜伝染病発生の有無など	岩手、群馬、鹿児島、宮崎、岐阜、滋賀

※国内の大手食肉加工施設に限られている。

10 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

【原子力発電所の安全対策について】

- 福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。
- 原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。

【原子力発電所の再稼働に当たって】

- 原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域住民及び関係自治体の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。
- 原子力発電所における安全対策の確保について、地方自治体、住民等が参加できる法的な仕組みを検討し、整備すること。

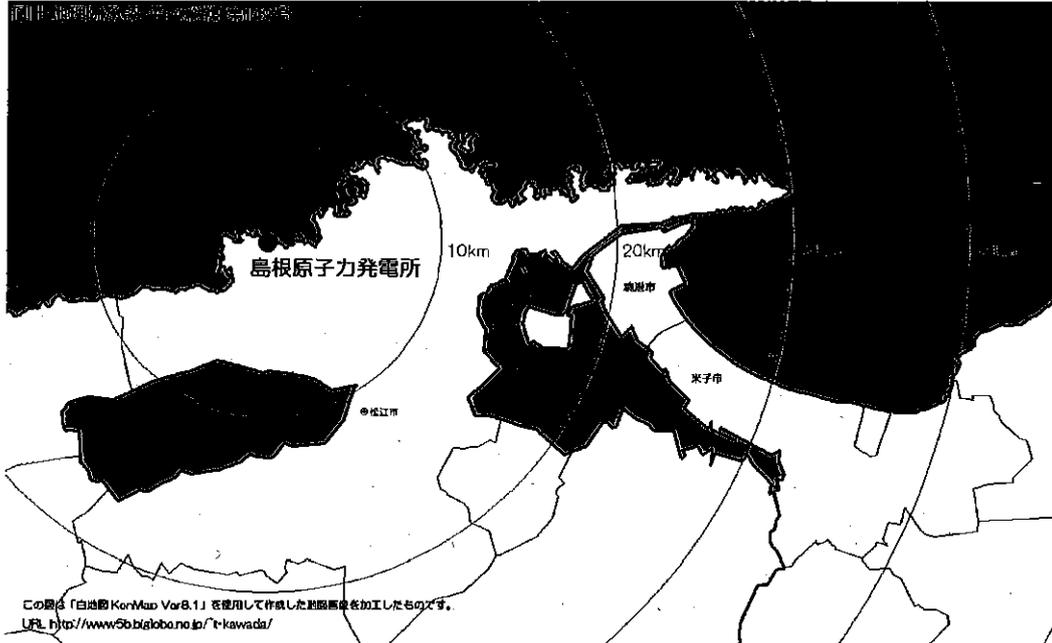
【国の費用負担について】

- 緊急時防護措置準備区域（UPZ）の原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施することが必要であることから、当県において平成27年度までの3カ年で整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。また、当該年度の交付金執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであり、整備事務に時間を要することを考慮し、機器等の整備が可及的速やかに行えるよう早期の交付決定を行うなどの対応を行うこと。
併せて、UPZ内では県域にかかわらず切れ目のない防護措置を早期に準備する必要があることから、新たにUPZが設定された原発立地県に対しても同様に十分な財源措置をすること。
- 原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費についても、国が負担すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の25年度以降の必要額は概算で約23億円!

- ・緊急に原子力防災体制の整備が必要。[H25～H27年度の3カ年整備] (単位:百万円)
- ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。
- ・交付金の限度額約3.3億円(防護資機材整備・モニタリングシステム整備等)でいくと、整備まで約7～8年必要。

項目	国交付金	地方交付金	国庫補助金	地方交付金	地方交付金	地方交付金
原子力防災体制 (防護資機材整備等)	77	70	191	※特別交付金	338	
放射線監視等 (放射線監視等)	7	0	8	※特別交付金	15	
原子力発電施設等 (防護資機材整備等)	87	200	71	※特別交付金	358	
原子力環境センター (仮称)整備等	202			※特別交付金	202	
モニタリング体制 (モニタリングポストの運用と分析体制の整備)	4		281	267	552	
		0	45	800	845	
			※設計	※施工		
被ばく医療体制 (被ばく医療機関(14)の体制整備)	71		402	150	623	
			※鳥取県病院	※中央病院		
緊急被ばく医療研修等	9		21		24	
安定ヨウ素剤備蓄等 (UPZ7万人・調剤機材)	2		14	15	31	
合計	261	472	1,000	1,202	2,968	

約18億円
3カ年で整備のため
には限度額超過

約23億円
H25年度以降
約2.3億円不足!

11 原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。
- 拡散シミュレーションについては、地域防災計画策定のための参考データではなく、地域防災計画上の被害想定、更には円滑な住民避難のために必要となる地形の考慮や被ばく線量等をも考慮した防災ツールとして有効に活かせるものの開発を進めること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあり、島根原子力発電所に係るSPEEDI等による予測情報は不可欠なことから、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

【被ばく医療体制の整備】

- 国が責任をもって事故発生時の屋内退避等の防護措置との併用のあり方も含めた安定ヨウ素剤投与の手順や基準を早期に定めるとともに、事前配布時も含めた配布、服用指示時の薬事法等法令上の整理について明確に示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や福祉施設の入所者など要援護者の避難先は広範囲となり、避難のための特別な移動手段及び搬送に付き添う医療従事者等を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療・介護従事者、手話通訳者等）、機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・介護用品等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達を構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

12 平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金（消防防災ヘリコプターの更新）の採択について

《提案・要望の内容》

- 鳥取県では、平成10年7月に運航開始した鳥取県消防防災ヘリコプターを平成26年度から平成27年度にかけて更新する計画であるため、平成26年度緊急消防援助隊設備整備費補助金において事業採択していただきたいこと。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金における消防防災ヘリコプターの補助対象基準額は、機体は4億8千万円、装備は3億6,920万円であり、近年の購入価格と比較して低額であるため、補助対象基準額を引き上げること。

※鳥取県消防防災ヘリコプター(ベル式412EP型)は、風水害、地震発生時等の情報収集、物資輸送、林野火災空中消火、山岳等での救出救助活動など様々な場面で県民生活の安全確保に貢献。特に、鳥取県は中国地方最高峰の大山を擁し、県外登山客も多く、大山を始めとする山岳遭難の救助活動はヘリコプターの保有が必要不可欠。しかしながら、運航開始後15年を経過し、機体の劣化に伴う不具合の発生、交換部品の増加が顕著であり、平成28年度から新機体(設備)による運行開始を計画。

※山陰地区では、消防防災ヘリコプターは鳥取県と島根県(23~24年度更新)との2機、ドクターヘリは公立豊岡病院(兵庫県豊岡市)での共同運航、島根県立中央病院との広域連携で対応中であり、機体の数が少ない。

※近年他県が購入した際の契約額と補助金額を比較すると10億円以上の開きがあり、また、補助基準額は平成18年度緊急消防援助隊設備整備費補助金の創設時から増額がなく、実勢価格と大きく乖離。

<参考>

■消防庁補助事業の契約実績と補助金額との比較(鳥取県消防防災課調べ)

(千円)

採択年度	機種	契約実績 ()内は補助金額						
		合計 基準額 849,200	機体 基準額 480,000	ヘリ高度化資機材 基準額 105,000	消火用タンク 基準額 30,000	衛星電話 基準額 13,700	ヘリテレシステム(機上) 基準額 70,172	ヘリテレシステム(地上) 基準額 150,328
H21	ベル412EP	1,621,683 (416,413)	1,074,465 (240,000)	122,552 (52,500)	27,327 (13,663)	-	92,476 (35,086)	304,863 (75,164)
H21	ユーロコプター AS365N3	1,364,162 (349,436)	1,128,962 (240,000)	110,250 (52,500)	31,500 (15,000)	14,700 (6,850)	78,750 (35,086)	-
H22	ユーロコプター AS365N3	997,500 (325,286)	826,927 (240,000)	102,070 (51,035)	-	-	68,503 (34,251)	-
H23	AW139 (アグスター)	1,475,248 (349,436)	1,199,316 (240,000)	116,037 (52,500)	64,611 (15,000)	18,634 (6,850)	76,650 (35,086)	-

※補助金額は、基準額と契約金額との低い方の額の1/2



13 津波対策に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

- 津波対策推進事業費補助金は、東海・東南海・南海地震等の防災対策推進地域等の太平洋側地域のみ財政支援の対象とされている。
本県においても、平成23年度から被害想定や津波対策の見直しを進め、平成24年度から、市町村において津波対策を強力に実施しており、本県を含む日本海側地域も財政支援の対象とすること。

<参考>

- 本県の津波浸水想定の見直し（例：沿岸部の最大波高 2.1m → 7.6m）
- 本県における津波対策（鳥取県津波対策市町村支援交付金の概要）

鳥取県津波対策市町村支援交付金の概要

H24～H26年度

目的

平成23年度に「鳥取県津波対策検討委員会」で新たに設定した津波浸水想定等に基づき、津波対策を行う市町村を支援することにより、地域住民の安心・安全の向上に資することを目的とする。

施策内容

- (1)対象市町村 県内沿岸9市町村
- (2)対象事業

- 津波ハザードマップ作成事業



- 表示板(避難所案内板、標高表示板等)設置事業



- 津波対策の学識経験者等を活用した事業(避難計画の策定、避難訓練、研修会等)



- (3)交付率 1/2

14 日本海海域における地形・活断層調査について

《提案・要望の内容》

○東北地方太平洋沖地震（海溝型地震）による大津波等により、甚大な被害を受けたことから、津波・地震対策の見直しが必要である。今年度から「日本海地震・津波調査プロジェクト」により、日本海側の調査観測を進められているところであるが、現在までに調査及び評価が全く行われていない日本海西部海域の地形・活断層調査を優先的に実施すること。

<参考>

○日本海地震・津波調査プロジェクト（文部科学省）

出典：第3回 日本海における大規模地震に関する調査検討会 配布資料

日本海地震・津波調査プロジェクト

平成25年度予定額:586百万円
(新規)

背景

○日本海側では活断層が複雑に集中しており、ひずみ集中帯の重点的調査観測事業（H19～H24）において地震発生モデルの構築など調査観測を進めてきたが、北陸沖や北海道沖は調査未了域である。また、日本海西部では調査観測がほとんど進んでいない状況にある。

○日本海側の自治体では、東日本大震災以降、地震・津波の想定の見直しが進められているが、これに必要な調査観測が不十分であるため、地域単位で全く異なる基準で想定が進むなどの混乱が生じている。

○南海トラフや千島海溝付近の海溝型の巨大地震発生前後には、過去に背弧域（下図）において内陸や沿岸部の地震が頻発している事例が見られることが、海溝型地震と内陸沿岸地震との関連性を解明する必要がある。

概要

日本海側の地震・津波発生モデルを構築し、地震・津波発生予測を行うとともに、海溝型地震と内陸沿岸地震の関連性を解明する。これにより、日本海側の地域における地震・津波想定や防災対策の検討に貢献するとともに、地震本部の長期予測に資する。

<調査内容>（事業実施期間：H25～H32（8年間））

- 「詳細な地殻構造やプレート構造の把握」（反射法地震探査、海陸統合探査装置）
- 「津波発生モデルと震源断層モデルの構築」及び「津波波高・地震動シミュレーション」
- 「海溝型地震と内陸沿岸地震の関連メカニズムの分析」
- 研究者、自治体、事業者、NPO、住民等が集まり、研究成果を活用して防災対策等を検討する「研究成果展開のための地域活動」の開催



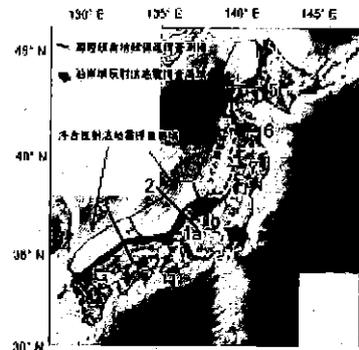
海陸統合探査によって得られた新潟地域の震源断層モデル



海溝型巨大地震と内陸地震の関係



地域地震学会の開催



観測予定地域と海陸統合探査領域

※反射法地震探査 → 地下内側の深い領域を把握
※海陸統合地殻構造探査 → 地下内側の深い領域（震源）の深層構造を詳細に把握

<事業効果>

- 日本海側の地震・波源発生メカニズムの解明
- 海溝型地震（南海トラフ地震等）と内陸沿岸部地震との関連性評価
- 地震本部の地震・津波発生長期予測の高度化
- 自治体の地震・津波の想定検討、防災・減災対策への貢献
- 住民の防災リテラシーの向上 等

15 大規模災害等への対応能力向上のための 大型輸送ヘリコプター配備について

《提案・要望の内容》

○大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備を行うこと。

<参考>

1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 平成25年5月に中央防災会議のワーキンググループが取りまとめた「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」においては、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対策を行うと同時に、被害の甚大な地域への支援も行うべきであることが指摘されており、被害が比較的少ないと想定される本県内に自衛隊の大型輸送ヘリコプターを配備することは、日本全体で取り組む必要がある南海トラフ巨大地震対策として有用である。



2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

16 拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

○拉致問題については、解決に向けて国民の期待が高まっており、この機を逃さず不退転の決意で北朝鮮との交渉をすすめ、松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現すること。

<参考>

【政府認定拉致被害者】

- ①松本京子さん（米子市出身、当時29歳）：昭和52(1977)年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。
※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定
(全国で17人目、県内初)



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 ※特定失踪者問題調査会の公表による

- ②古都瑞子さん（日南町出身、当時47歳）：昭和52(1977)年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断
平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ③矢倉富康さん（米子市出身、当時36歳）：昭和63(1988)年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。
※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断
平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ④上田英司さん（伯耆町出身、当時20歳）：昭和44年(1969)11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



17 地方バス路線等生活交通確保のための 支援策に対する財源確保等について

《提案・要望の内容》

○中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう抜本的に制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

※バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。

※特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における生活交通の確保策について、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

○生活交通確保のために県及び市町村が行う施策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象であり、地方の生活交通を守るために必要な財源であることから措置を継続すること。

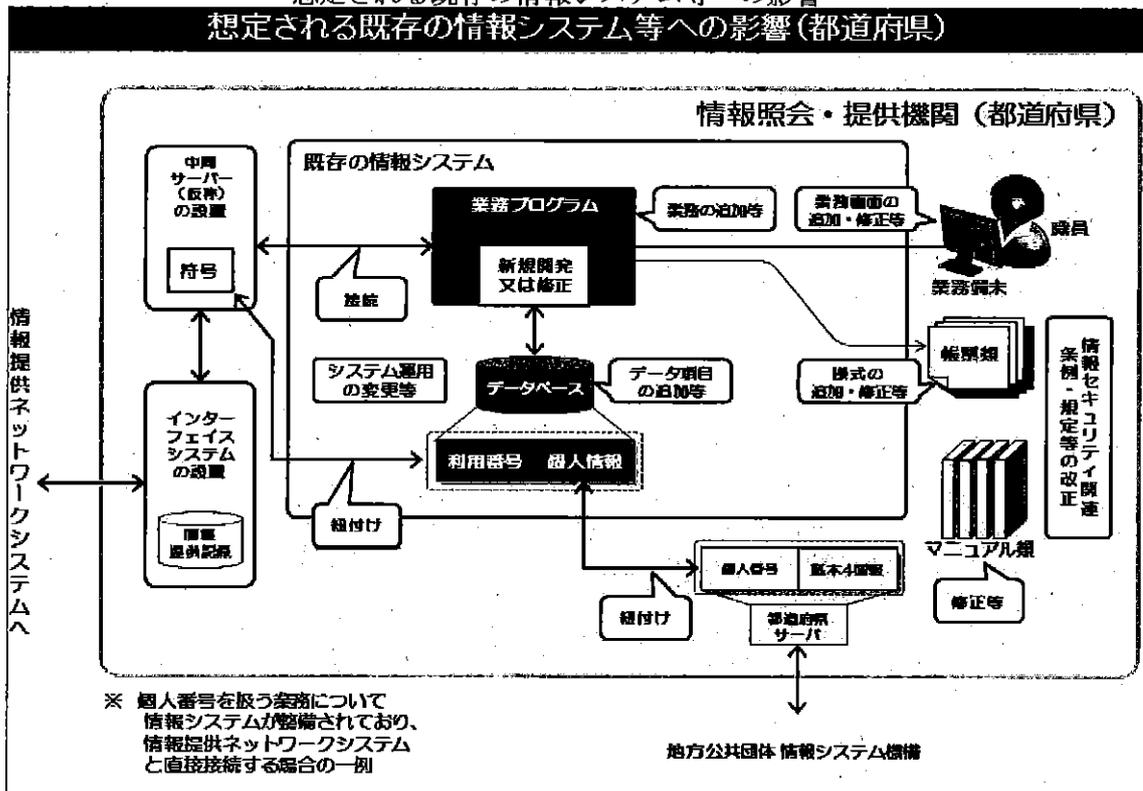
18 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

- 番号制度の導入は地方公共団体の事務に直接的に影響するものであり、地方側に十分に情報提供するとともに協議の上進めること。
- 情報連携の基盤となる情報ネットワークシステムや中間サーバに関して、具体的な仕様を早期に示すこと。
 - ※番号制度の導入に伴い、地方では情報提供ネットワークシステムとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となり長期間を要するため、情報提供ネットワークシステム、インターフェースシステム、中間サーバの具体的な仕様が早期に判明しないと期限内に構築及び改修を行うことができない恐れがある。
- 番号制度の導入に伴うシステム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すること。
 - ※番号制度は国家的な情報基盤であることから、システム構築及び改修に係る経費は国が全額負担すべきである。
- 地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の財政負担を最大限縮小すること。
 - ※地方公共団体情報システム機構法では、地方公共団体情報システム機構の運営費用について、定款で定めるところにより地方公共団体が負担することとなっている。また、改正後の住民基本台帳法や公的個人認証法では、地方公共団体情報システム機構が国の機関等から情報提供手数料を徴収する規定がある。
 - ※国においては、番号制度の導入に伴い、国の機関等からの情報提供手数料の大幅な増収が見込まれるとされているが、具体的な根拠を示した上で、その妥当性や国と地方との費用負担について地方と十分に協議し、地方の理解を得る必要がある。

<参考>

想定される既存の情報システム等への影響 想定される既存の情報システム等への影響（都道府県）



19 生活保護制度と新たな生活困窮者支援施策について

《提案・要望の内容》

生活保護制度については、「必要な人に必要な保護を行う」という原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度となるよう、以下について検討を行うこと。

○自立に向けたきめ細かい支援や適正実施が図られるよう、福祉事務所の人員配置基準の見直しを行うとともに、確実な財政措置を講じること。

○要保護者に過度な心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにならないよう検討すること。

※生活保護の申請に必要な書類について、法律及び法律から委任を受けた厚生労働省令を定めるにあたっては、申請時に必要書類の提出が必須であると思われまいよう配慮すること。
 ※扶養義務者への扶養に対する回答義務付けや罰則の適用、生活保護費の現物給付（クーポン制）の導入については、過度な心理的な負担を与える恐れがあることから、慎重な検討が必要である。

○生活保護基準の検証にあたっては、今後も地方の実態を十分考慮すること。

※近年の猛暑による光熱水費の増加等夏季においてこれまで以上に特別の需要が生じており、夏季における加算の必要性が増している。
 ※自動車の普及率が高い本県の場合、生活保護受給者の勤労意欲が強く、運転免許の取得が就職への可能性を高めると認められる場合にも、免許取得経費を支給できるよう支給要件の緩和が必要である。

○平成26年度以降も生活扶助基準の見直しに伴う影響が他制度へ及ばないよう、他の省庁と連携して対応すること。

○新たな生活困窮者支援施策の実施にあたっては、地域資源が乏しい小規模な福祉事務所設置自治体においても持続可能で実効ある運営ができるよう、確実な財政措置を講じること。

※鳥取県では、全19市町村のうち17市町村が福祉事務所を設置している。
 ※町村部では被保護世帯数が10世帯程度の小規模な福祉事務所もあり、対象者も少数と見込まれるなかで、事業実施体制の整備に苦慮している。

<参考>

福祉事務所のケースワーカーの配置基準

- ・ケースワーカー1人あたりの標準数⇒市町村：80世帯、県：65世帯（社会福祉法第16条）
 - ・鳥取市及び米子市では、受給者の急増によりケースワーカーの配置が追いついていない状況
- ※鳥取県のケースワーカー数（24.4.1現在）

	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取市	16(82)	17(85)	18(88)	20(89)	22(87)
米子市	12(91)	14(81)	15(83)	16(82)	17(83)
倉吉市	8(51)	8(57)	9(58)	9(62)	9(66)
境港市	3(88)	3(85)	3(88)	4(72)	4(70)
郡部	14(49)	14(52)	16(49)	22(37)	25(33)
合計	52(71)	56(72)	61(74)	71(67)	77(65)

※（ ）は1人当たりの受け持ち世帯数

20 介護保険制度の負担のあり方について

《提案・要望の内容》

- 介護保険制度は国の制度設計による社会保障制度であるため、社会保障と税の一体改革における介護保険制度の見直しにあたっては、持続可能な制度の再設計、必要な低所得者対策とともに、国と地方の役割分担及び地方の財政負担のあり方について、十分な議論を行うこと。
- また、軽度者（要支援1・2）対策について、介護保険制度から安易に切り離さないこと。もし、切り離して市町村事業への移行を行う場合でも、所要の財源措置を恒久的に講ずること。

※平成24年度からの第5期介護保険事業支援計画期間内における保険料は、鳥取県内平均で5,420円/月（全国平均：4,972円/月）と高齢者の負担が増大。現状のまま推移すると、高齢化の進展に伴い2025年には9,000円/月程度まで増えていく見込み。また、県、市町村の公費負担部分についても、介護保険費用の上昇及び人口減に伴い、負担感が急激に増している。

<参 考>

1 国の動向など

- 厚生労働省の推計によると、2025年度（平成37年度）の介護保険料は、全国平均で月額8,200円と、2012年度（平成24年度）の約5,000円より3,000円余りのアップが見込まれている。鳥取県の場合は、全国より高齢化の進展が早いことに加え、今後、都市部の高齢化に伴い、財政調整交付金割合の減率が見込まれ、9,000円程度となる見込み。
- 一方、低所得者対策については、社会保障制度改革国民会議等の議論では、現在一律額である2号被保険者（40-64歳）の介護納付金を、収入に応じた総報酬割に移行させることにより（つまり、若者世代に負担を転嫁することにより）、財源を産み出すとの方向が示されている。
- また、新聞報道によれば、国は、身の回りのことに手助けが必要な「要支援」と認定された高齢者向けのサービス（軽度者対策）について、見守りや配食などの生活支援が中心で自立支援に繋がっていないという指摘が出ていることなどから、介護保険から切り離し、市町村の事業として提供することも含めて見直しに向けた検討を開始している。

2 県内市町村保険料の状況

第1号保険料（保険者別一覧）

（単位：円、％）

保険者名	第5期 保険料基準額 （月額）①	第4期 保険料基準額 （月額）②	増減 （①-②）	伸び率 （①/②）-1
鳥取市	5,347	4,340	1,007	23.2%
米子市	5,436	4,761	675	14.2%
倉吉市	5,533	4,608	925	20.1%
境港市	5,980	4,567	1,413	30.9%
岩美町	5,617	4,990	627	12.6%
若桜町	5,380	4,133	1,247	30.2%
智頭町	5,480	4,950	530	10.7%
八頭町	5,027	4,141	886	21.4%
三朝町	5,600	4,500	1,100	24.4%
湯梨浜町	5,210	4,252	958	22.5%
琴浦町	5,658	4,500	1,158	25.7%
北栄町	5,760	4,895	865	17.7%
大山町	5,490	4,395	1,095	24.9%
日南町	5,700	4,470	1,230	27.5%
日野町	5,000	5,000	—	0.0%
江府町	4,720	4,650	70	1.5%
南部箕蚊屋広域連合	4,850	4,448	402	9.0%
県平均（加重）	5,420	4,513	907	20.1%

※県平均は市町村ごとの単純平均ではなく、全市町村の総給付費等をすべての第1号被保険者数で除したものの第4期介護保険料は、21年介護報酬改定に伴う保険料上昇分に対し、抑制のための交付金が措置され、各保険者が、平成21年度に保険料上昇分の全額、平成22年度には保険料上昇分の半額について交付金措置、又は6年間均一の保険料に設定したものの

21 子ども・子育て支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

○保育士等の処遇改善は、保育士の確保及び質の向上を図る上で重要であることから、抜本的な取組を講じること。

○保育所保育士の配置基準の見直しを確実に行うこと。特に、2歳児（6：1）から3歳児（20：1）になった途端急に手薄になり、現場の負担感が大きいことから、すみやかに改善すること。

※保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加しており、現在の国の保育士配置基準では実態に合っていない。また、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより市町村財政が悪化し、保育現場の非正規職員を増やさざるを得ない状況であり、保育士の処遇改善、配置基準の見直しが必要。
※鳥取県では、1歳児担当保育士の単県加配を実施。本年度から3歳児も同様の加配を実施。また、本年度まで安心子ども基金を財源とし、市町村の研修事業を支援してきた。

○病児・病後児保育施設の安定した事業運営を確保するため、国庫補助基準額の引き上げを行うとともに、長時間開設のニーズに対応した保育時間による加算制度を設けること。

※鳥取県では、保育園児を持つ保護者の52.3%が子どもが病気のと看に見てくれる同居の家族がいない、または親族等が身近にいない等により困ったことがあり、子どもが病気のと看に安心して預けることのできる施設のニーズは高い。
※季節による利用者の変動が大きく、実際には国の示す職員配置より手厚い職員配置が必要となる場合がある。また、長時間の開設など保護者の多様なニーズに対応するため、国庫補助基準額の引き上げ並びに保育時間による加算制度が必要。

○児童の遊びを指導する者を活用できるよう放課後児童クラブの国庫補助基準額を上げるとともに、利用者の人数に応じた補助制度の充実を図ること。

○障がい児の障がいの程度・人数に応じた適正なクラブの職員配置ができるよう必要な財源措置を行うこと。

※安全管理上45人以下を適正規模とし、それを超える場合は国庫補助基準額を低く設定されているが、クラブ運営に係る財源が厳しく、基準額が実態にあっていない。
※現行の国の補助制度では、放課後児童クラブにおいて障がい児加配に対する担当職員を配置する際、配置人数に関わらず定額補助（1名相当分）となっている。
※現場では、障がい児を受け入れるクラブが増えてきており、障がい児の障がいの程度、人数に応じた適正な職員配置ができるよう補助制度の充実が必要。

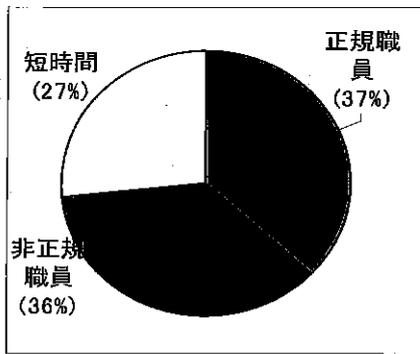
○子ども・子育て新制度の詳細な制度設計に当たっては、子どもが不利益を被ることのないようにし、地方の実情に応じた制度とすること。

※例えば、鳥取県では幼稚園に併設している認可外保育施設において2歳児を保育している施設が多数存在しているが、新制度においては、保育の必要性の認定を受けていない2歳児は支援の対象外となっている。幼稚園を利用するそうした2歳児が退園を強いられることがないようにすること。
※また、幼稚園では、標準の幼児教育時間と預かり保育を組み合わせることにより、事実上保育に欠けている満3歳以上の子どもを保育しているが、新制度では、保育の必要性が認定された満3歳以上の子どもが利用できる教育・保育施設は、認定子ども園と保育所に限定されている。そうした子どもが転園を強いられることがないように特例施設型給付と預かり保育の併用ができるようにすること。

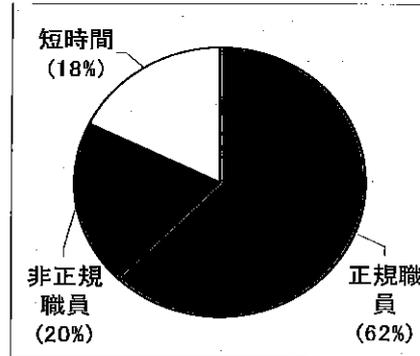
<参考>

○鳥取県内の保育従事者の状況 ～ 公立で約6割、私立では約4割が非正規職員

<公立保育所>



<私立保育所>



保育所保育士配置基準

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1
県独自加配		4.5:1		15:1	

※加配は、雇用形態に即して正職員・非正規職員単価を選択可能

○鳥取県内の病児・病後児保育事業の実施施設 (H25)

<施設型>

病児・病後児保育施設 7施設 (うち平成24年度国庫補助対象施設 6施設)

病後児保育施設 13施設 (うち平成24年度国庫補助対象施設 7施設)

<非施設型>

病児・病後児保育施設 1施設(平成24年度開設)

平日の開設時間 (20施設中)

開設時間	施設数	備考 (最長最短時間)
9時間未満	3	最短7時間30分
9時間以上10時間未満	10	
10時間以上11時間未満	4	
11時間以上12時間未満	2	
12時間以上	1	最長12時間

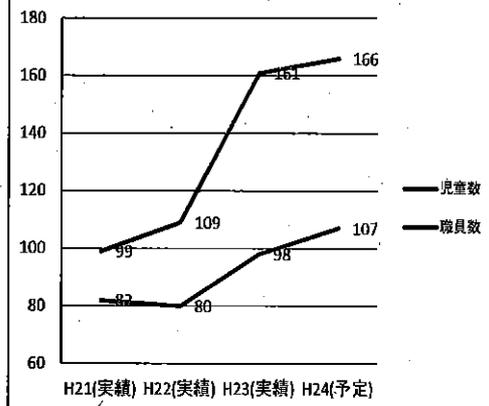
○鳥取県内の放課後児童クラブにおける障がい児数 (H24)

区分	クラブ数	障がい児数
①障がい児1名	32クラブ	32人
②障がい児2名以上	45クラブ	134人

障がい児3人以上のクラブ数 (H24)

市町村	障がい児数		
	3人	4人	5人以上
鳥取市	4クラブ		
米子市	5クラブ	2クラブ	1クラブ
倉吉市	4クラブ	2クラブ	
境港市	2クラブ		
智頭町	1クラブ		
琴浦町	4クラブ		
北栄町			2クラブ
日吉津村	1クラブ		
南部町	2クラブ		
計 (9市町村)	23クラブ	4クラブ	3クラブ

障がい児数と指導員配置数の推移 (単位:人)



○鳥取県内の私立幼稚園の状況 (27園)

預かり保育 (通常の教育時間終了後に行う保育) の実施園 27園 (100%)
 子育て支援活動 (2歳児預かり) の実施園 25園 (93%)

22 不妊治療支援対策の充実について

《提案・要望の内容》

- 不妊患者を対象とした不妊治療の保険診療適用を拡大すること。
- 特定不妊治療費の助成額を増額し、併せて年間助成回数及び所得制限の基準を緩和すること。
- 不育症の検査・治療についての研究を推進し、支援策の充実を図ること。

※子どもを望んでいても子どもに恵まれない夫婦は7組に1組ともいわれており、不妊治療を受ける夫婦が年々増加している。一般不妊治療のうち人工授精については、保険診療の適用外となっており、1回あたりの自己負担額は高額とはいえないものの治療全体に係る経済的負担は大きい。

※特定不妊治療については、保険適用外である上自己負担額が高額であり、経済的な理由から、十分な治療を受けることができず、子どもをあきらめるざるを得ない場合も多くある現状にある。

<年間助成回数：1年度当たり2回まで（初年度は3回まで）通算10回まで>

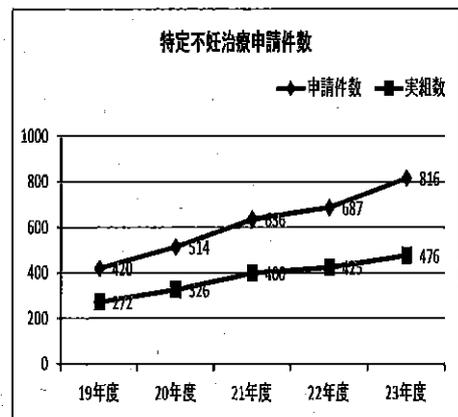
<所得制限：夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満>

※不育症については、へパリン治療が保険適用となったものの、まだまだその病態等が十分把握されていないため、今後、治療研究と検査・治療方法の確立により支援等を充実していく必要がある。

<参考>

1 主な不妊治療法とその費用

方法	一般不妊治療			高度生殖補助医療 (ART)	
	タイミング指導	排卵誘発	人工受精	体外受精・胚移植	顕微授精
治療概要	基礎体温を基に妊娠時期を指導する	排卵誘発剤を投与し排卵を誘発する	人工的に精子を子宮内に注入する	体外で受精を行い、受精卵を子宮に戻す	顕微鏡下で受精を行い、受精卵を子宮内に戻す
保険適用	あり	あり	なし	なし	なし
備考			自己負担額 (1回当たり) 6千円～2万円	自己負担額 (1回当たり) 15～65万円	自己負担額 (1回当たり) 20～85万円



保険適用の拡大

特定不妊治療 (助成対象)

2 特定不妊治療に対する助成制度

	<従来>		<今回拡充 (平成25年7月)>
・採卵を伴う治療	150,000円 (国1/2、県1/2)	25,000円 (単県上乘せ)	国基準を上回る治療回数に対する単県助成 @ 78,000円/回 ※回数制限無し
・採卵を伴わない治療	75,000円 (国1/2、県1/2)	12,500円 (単県上乘せ)	
	(計 175,000円)		+
	(計 87,500円)		

※国基準：通算5年、10回上限 (年2回まで (初年度は3回まで))

⇒ 鳥取県：回数制限の撤廃、単県上乘せ (国基準回数) 及び単県助成 (国基準を超える回数)

3 一般不妊治療 (人工授精) に係る単県補助制度

健康保険が適用されない人工授精に要した経費のうち、自己負担額の1/2を、1年度当たり10万円まで、通算2年度まで助成。

平成23年度実績 申請件数：158件 実組数：152組 妊娠数 (実数)：32件

23 国民健康保険制度の基盤強化について

《提案・要望の内容》

○社会保障制度改革国民会議では保険者のあり方の議論が先行しているが、まずは構造的な問題の解決に向け、国が責任を持って国の定率負担の引上げなどの基盤強化策を示すこと。その上で、保険者のあり方については、持続可能な制度となるよう、具体的な制度設計について都道府県と十分に調整すること。

※医療費が高い高齢者や保険料負担能力の低い無職者などの低所得者の加入率が高く、財政基盤が脆弱であるという、国民健康保険制度の構造的問題について解決策を示すことなく、保険者を都道府県とするだけでは問題を先送りするだけである。

※鳥取県の考える基盤強化策

(1) 低所得者・無職者への保険料減免・軽減制度の充実

対象者の拡大、軽減割合の引き上げ等

(社会保障・税一体改革で予定されている500億円の公費投入では不十分)

(2) 一部負担金減免制度の充実等

現在、国1/2、保険者1/2負担であるが、保険者負担をなくすなどの財政支援の充実により、必要な医療を確保し、重症化を予防

(3) 中間所得者層の保険料上昇の抑制

国民健康保険の被保険者の所得に対する保険料の負担割合(9.7%)は年々上昇しており、被用者保険(健保組合4.8%、協会けんぽ7.1%)との公平性の確保という観点からも検討すべき。

(社会保障・税一体改革で予定されている1,700億円の公費投入では不十分)

<参考>

○ 社会保障制度改革国民会議の最近の議論

社会保障制度改革国民会議は4月22日、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移す方向で大筋一致。

高齢化による財政悪化や地域格差の広がりを改善することがねらいであるが、8月の報告において都道府県が運営主体となる方向性が示されるかどうかは、一部反対意見もあり、なお不透明。

これまでの国民会議での委員の意見(主なもの)は以下のとおり。

- ・国民健康保険の運営主体は都道府県とするべき。
- ・その際には、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みが必要。
- ・国保の広域化は、市町村保険者を維持しつつ、都道府県単位の共同事業の改善により対応すべき。

○ 医療費の将来見通し(2010年度→2025年度)

(兆円)

	平成22年度 (2010年度)	平成37年度 (2025年度)	増減	年平均伸び	
				増加額	伸び率
国民医療費	37.5	52.3	14.8	1.0	2.2%

※厚生労働省「医療費等の将来見通し及び財政影響試算」(平成22年10月25日第11回高齢者医療制度改革会議資料)より作成

24 持続可能な電源構成のベストミックスの確立に向けた取組について

《提案・要望の内容》

- 系統連系する場合に支障となるバンク逆潮流制限の技術的な規定の見直しが行われたところであるが、逆潮流に対応するための電圧調整装置等の設置や費用負担のあり方など必要な措置を講じ、早急に送配電網の環境整備を図ること。

バンク逆潮流：配電用変電所において、当該変電所から供給している電気の量を当該変電所に流れてくる太陽光発電等の電気の量が上回る事態

〔※中山間地域の中には、電力負荷が少ないうえに既存の水力発電による電力供給があるため、一般電気事業者の送配電網へ連系できない場合がある。〕

- 様々なタイプの風力発電の開発・普及を図るため、洋上風力発電の調達価格・調達期間を早期に設定すること。

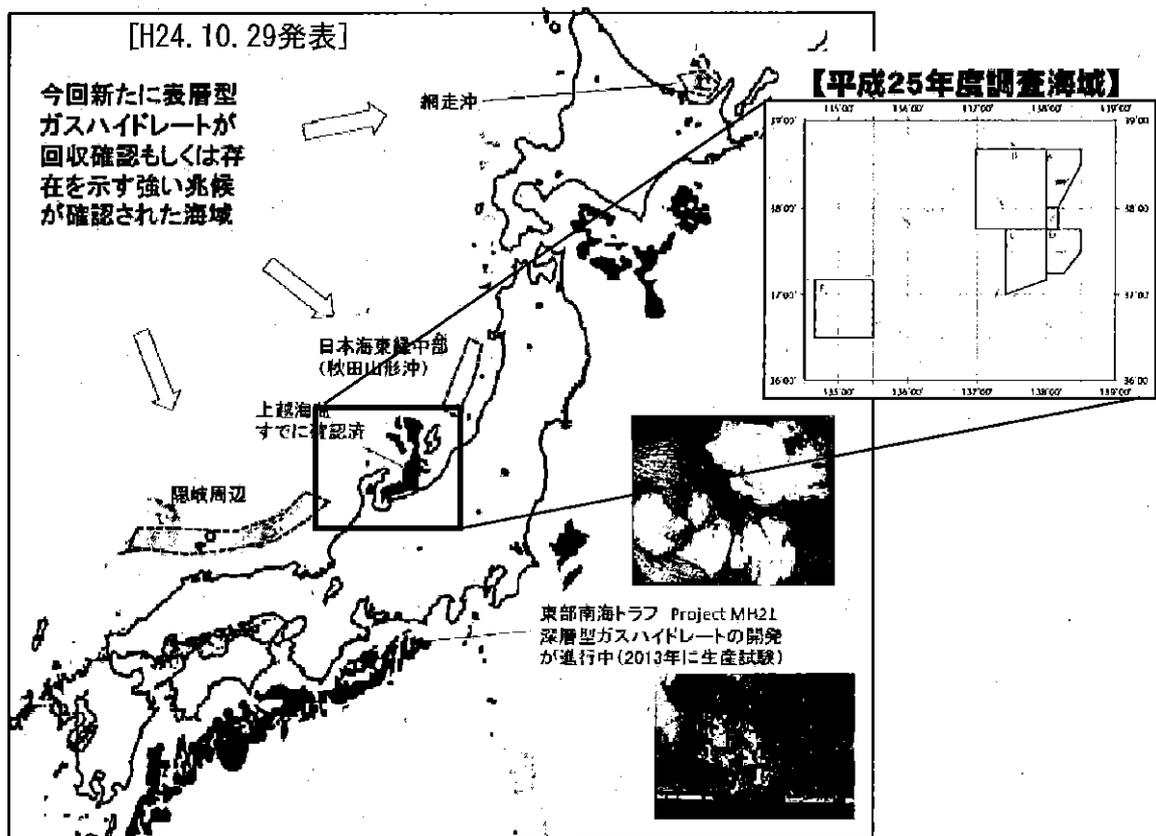
〔※国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握をできるだけ早く行なって、実態に即した買取価格等の設定が必要。〕

- 日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートの実用化に向けて、来年度に鳥取県沖での資源量調査を行うとともに、採掘技術の研究開発と実用化に向けた技術を開発すること。

〔※平成24年10月29日に松本明治大学特任教授らにより、日本海東縁および北海道網走沖の表層堆積物の中から塊状メタンハイドレートの回収成功及び日本海西縁（隠岐周辺）の調査海域において、表層型メタンハイドレートの集積を示唆する強い兆候が確認されたことが報告された。〕

<参考>

- 新たに日本海沖にて表層型メタンハイドレートが賦存していると報告のあった海域



[出典：松本明治大学特任教授作成資料より抜粋]

25 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について

《提案・要望の内容》

○米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、大橋川改修事業に伴う中海湖岸堤の整備を促進すること。

【中海湖岸堤の整備（短期整備：6箇所）】

- ・整備完了：崎津漁港（H22完了）
- ・工事中：渡漁港（境港箇所）、米子空港南側（葭津箇所）
- ・工事未着手：米子港、旗ヶ崎承水路、貯木場

※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。（平成21年12月19日）

※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」（国土交通省、農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等）を設立。（平成22年4月22日）

※国としても、斐伊川水系河川整備計画（平成22年9月30日策定）に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。

○中海の水質改善に向けて、国レベルで実施されている流動や堤防開削に係る影響の調査等により、汚濁機構等の解明を図ること。

○浅場造成、植生帯の復元、中海における湖底環境の改善など、新たな対策の検討も含め、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。

※中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種浄化対策を推進しているが、依然、環境基準は達成されず、平成26年度は新たに第6期計画の策定期間となる。

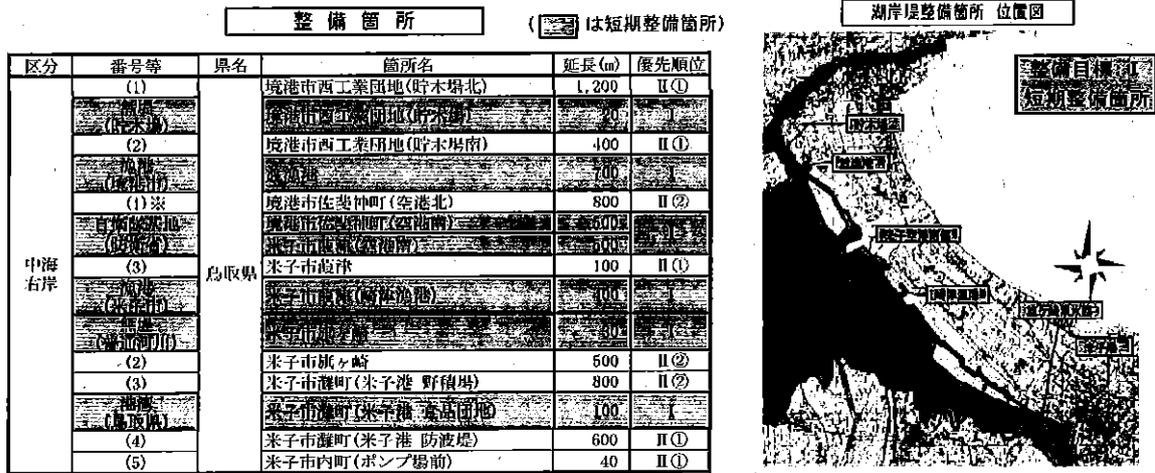
※平成22年4月に設置した中海会議では、中海における水質改善を進めるため、観測の強化・推進の意見が出され、平成24年度に国土交通省は米子湾流動等の現地調査を、島根県、鳥取県は米子湾流動シミュレーション解析等を行い、流動等の特徴を把握し、解析等を実施しているところ。

※環境省では、汽水湖調査検討会（H23-25・全国調査）において、中海の堤防撤去と開削の影響等をまとめると聞いており、国レベルの研究や浄化対策の成果普及と両県の行う調査・研究等との連携強化を行うこと。

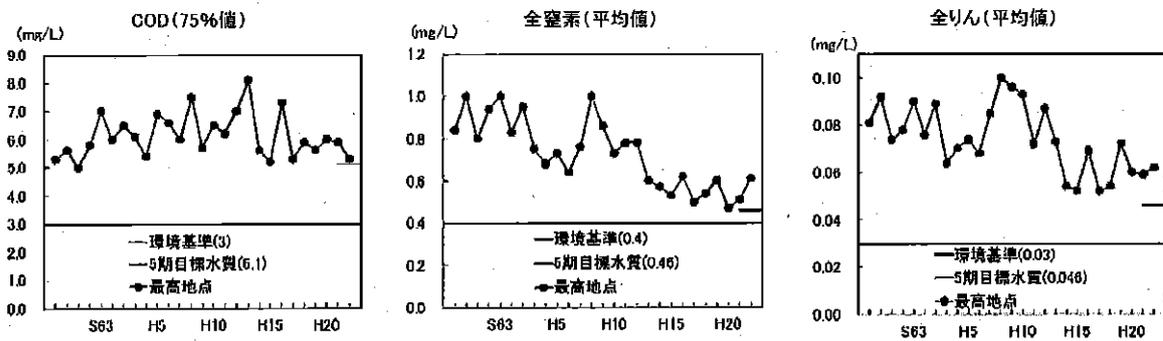
※併せて、国では、浅場造成、植生帯復元等を進められているが、小規模で効果は限定的であり、一層の規模拡大、自然浄化機能の再生促進や湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進すること。

＜参考＞

○国が示した「斐伊川水系河川整備計画」における湖岸堤の整備計画



○中海の水質の経年変化



26 市町村等の廃棄物処理施設整備に係る予算額の確保等について

《提案・要望の内容》

○一般廃棄物の適正処理に不可欠な焼却施設等の整備・改良は、自治体に大きな財政負担を伴うが、近年、循環型社会形成推進交付金が要望額を大幅に下回る事態が生じており、自治体によっては事業実施に支障を来すおそれがあることから、当該交付金について要望額に見合う予算額を確保すること。

※循環型社会形成推進交付金のH25年度内示額は要望額の6割程度の配分となった。

<主な交付金活用事業>

事業主体	事業内容	H25内示状況			H26要望 予定額
		要望額	内示額	不足額	
鳥取中部ふるさと広域連合	焼却施設の 基幹的設備改良	242,381千円	156,211千円	△86,170千円	207,443千円

○また、焼却施設の設備改良に係る当該交付金の採択について、二酸化炭素の削減率によって補助率が優遇されているが、既に最新の省エネ設備を導入している焼却施設においては、設備改良による二酸化炭素の大幅な削減が困難なことから、現行の設備内容等を勘案して補助率を適用するなど、採択要件の緩和を検討すること。

※循環型社会形成推進交付金対象事業に平成22年度から廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業が追加され、補助率1/2が適用される採択要件は、二酸化炭素の削減率が20%以上となっている。(通常の補助率は1/3)

※米子市は、平成27年度から焼却施設の改良を計画しているが、既に最新の省エネ設備を導入していることから、20%以上の二酸化炭素削減は困難となっている。

みとくさん
27 三徳山の大山隠岐国立公園への編入について

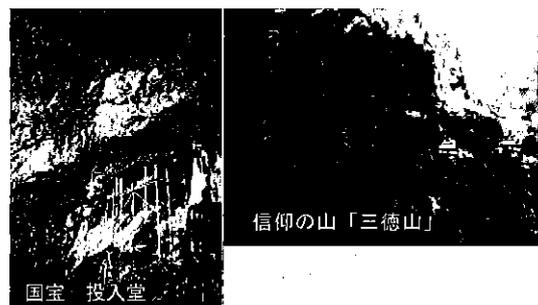
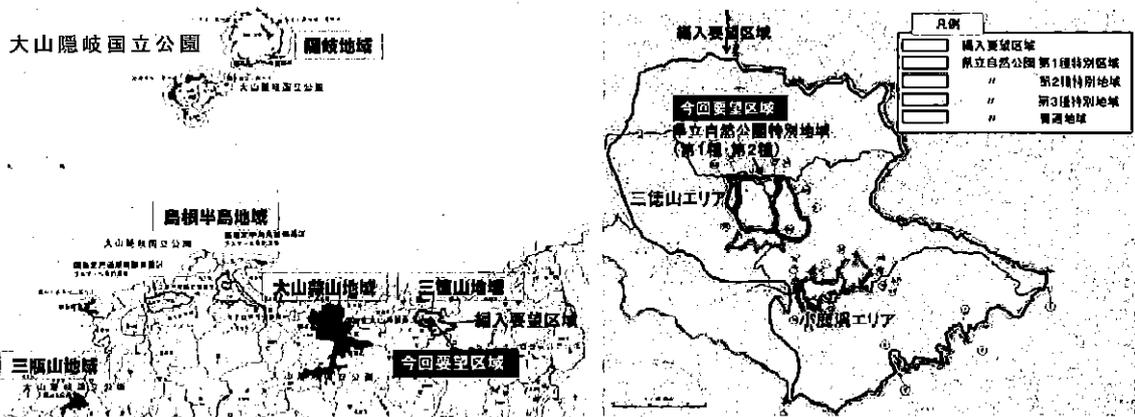
《提案・要望の内容》

○国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いでいくため、地理的且つ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園に確実に編入すること。

<参考>

- 本県中部に位置する三徳山は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂をはじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。
さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。
- 本県の大山隠岐国立公園への編入要望を受けて、環境省中国四国自然環境事務所から三徳山の特殊性・希少性について以下の高い評価をいただき、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指して、実務作業を進めて頂いているところ。

■	三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、極めて希少。
---	---
- ついては、生物多様性の屋台骨といわれる国立公園に確実に編入されるよう、特段の御高配をお願いする。



28 ジオパーク活動の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- ユネスコの正式プログラム化に向けて、全面的に支持すること。
- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設けるなど、一体的な推進体制を整えること。
- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援すること。

- ・ユネスコは、ジオパーク活動を「支援事業」から「正式プログラム」とすることの可否についての検討を進めており、次回の第37回総会（H25年秋開催）で議題とされる予定。
- ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。
- ・科学的に貴重な地質や地形を含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用するとともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化。

<経過>

- H16（2004） ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立
- H21（2009） 「日本ジオパークネットワーク」設立
- H22（2010） 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟

<日本国内のジオパーク>（H25年5月現在）

- ・世界ジオパーク 5（山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、高原半島、室戸）
- ・日本ジオパーク 20
- ・認定を目指す地域 19

合計 44地域（31都道府県）

- ・国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要

<参考>

《山陰海岸ジオパーク》

○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

（鳥取砂丘）



（浦富海岸）



29 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

○スポーツツーリズム・エコツーリズムの推進に意欲的に取り組んでいる地方に対して、積極的な支援を行うこと。

※スポーツツーリズム先進モデル事業（鳥取県単県事業）への支援

- ①アジアのサイクリング大ブームを受けて、自転車コースに最適な環境を有する大山中海エリアを自転車観光の先進的取組を実施するモデル地区として指定及び支援
- ②鳥取県内にあるウォーキングコース及びサイクリングコースを、国推奨のコースとしてPR
- ③国内トライアスロンの発祥である「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生大山SEA TO SUMMIT」をはじめ、鳥取県で開催される主要なスポーツイベントへの積極的な支援
- ④日本・台湾・韓国・中国を巡る「ツール・ド・アジア（仮称）」大会開催の実現に対する支援など、民間スポーツ国際交流への積極的支援
- ⑤環境保全型旅行形態として自転車旅行拡大を目指す鳥取県への支援

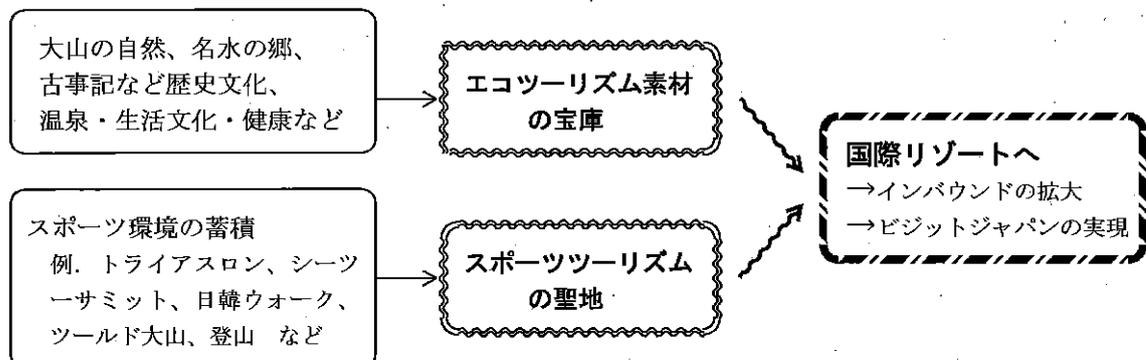
※「エコツーリズム国際大会 2013in 鳥取」開催後のエコツーリズムの聖地鳥取県への支援

- ①エコツーリズムプログラムの充実や情報発信、普及、大学連携に向けた支援
- ②鳥取県の貴重な地域資源である国立公園（大山、鳥取砂丘、山陰海岸等）の利活用について、地元との一層の連携強化

<参考>

鳥取県の取組の方向

- おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、さらに、自然・歴史・人の営みなどの「地域文化」の魅力を伝える体験プログラムを充実させるなど、エコツーリズム国際大会開催の地元機運を高める。
- 台湾、韓国などでは登山・ウォーキング・サイクリングなどを日常的に楽しむ人が増えている。国内外で環境や健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。
→ 世界各国が抱えている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、空前のアウトドアブームに沸くアジア各国（台湾・韓国・中国）と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。



30 森林・林業の再生に向けた制度の見直しについて

《提案・要望の内容》

○地域の実情に即した森林整備が可能となるよう、森林環境保全直接支援事業における面積規模要件等の緩和などの改善を行うこと。

○木材需要の拡大を図るため、木造公共建築物の整備を推進するための支援の継続及び予算の確保を図ること。

※森林環境保全直接支援事業の要件（間伐面積及び搬出材積の下限）がネックとなり、事業実施に支障を来している事例がある。

※木造公共施設整備は、県産材の需要拡大はもとより、県内林業・木材産業の活性化や経済波及効果、雇用創出効果も期待できるため、事業期間の延長を要望するもの。

<参考>

【森林環境保全直接支援事業の面積規模要件等】

- ・小規模な計画においては、毎年5ha以上の施業面積を確保できず、補助対象とならない施行地が生じるなど、事業実施に支障を来している。

現 行	要 望
<ul style="list-style-type: none"> ・1森林経営計画当たり5ha以上かつ搬出材積10m³/ha以上 ・切捨間伐は搬出とセットで実施可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1森林経営計画当たり3ha以上かつ搬出材積10m³/ha以上 ・切捨間伐のみでも実施可能とする

【木造公共施設整備関連】

- ・国の補助事業を活用して、4年間で54棟の公共施設の木造化、内装木質化が図られ、県産材が約5,500m³使用（戸建て住宅に換算して184戸に相当）。県産材の需要拡大はもとより、林業、木材産業、建築業等の活性化に貢献。また、利用者から「暖かい」「癒やされる」など高い評価。

《本県における状況》

区分	H21	H22	H23	H24	H25(予定)	計
棟数	10	26	17	1	9	63
認定こども園・保育所	2	4	4	1	4	15
医療・社会福祉関連施設	4	7	2		2	15
公民館・集会所等		9	11		2	22
その他	4	6			1	11
県産材使用量 (m ³)	1,343	2,725	1,164	300	—	5,532
(参考:戸建住宅戸数換算)	45	91	39	10	—	184

31 漁業及び畜産経営におけるセーフティネットの拡充・強化について

《提案・要望の内容》

【水産】

- 漁業経営セーフティネットの積立て・補てん割合（漁業者1：国1）について漁業者の負担軽減につながるよう恒久的な制度に見直すこと。
- また、年度途中に加入できるように改善すること及び、補てん基準について、急激に燃油価格が高騰した場合においては、7中5平均値に拘らず、機動的に発動できるようスキームを改善すること。

【畜産】

- 配合飼料価格安定制度において、配合飼料価格が高止まった場合でも、生産者負担を軽減できる制度に見直すこと。

漁業経営セーフティネット事業

※燃油価格が高止まりする中、漁業用資材も高騰しており、折からの円安が漁業経営を直撃している。また、漁獲物はセリで売買されるため、魚価に反映され難い現状にある。

※漁業経営セーフティネット構築事業の重要性が増す中、加入促進を図ってきたが、実際に補てんを受けている漁業者の評価は芳しくない。制度の拡充、抜本的な見直しを求める漁業者の声が一層強まっており、燃油高騰セーフガードとしての機能強化が必要。

※漁業経営セーフティネットへの加入時期は、1月～3月末までが募集期間となっているが、この時期は漁業共済掛金支払等と重なり、積立金の財源不足から加入を躊躇する漁業者がある。加入時期を弾力的な運用とすることで、加入者の増加につなげたい。

※燃油が60円／リットルを超えると漁業経営は採算がとれなくなる、との漁業関係者の声もあることから、一定基準を上回って燃油が高騰した場合は、高騰した分を全額国が補てんする等、現行の補てんスキームの見直しが必要。

配合飼料価格安定制度

※急速な円安の進行により、輸入飼料価格は高止まりしたまま。今後も急激に価格が下がることは見込めず、現行制度のままでは今後は補填されない可能性が高い。

※現在の制度は、農家経営状況と無関係であるため、家畜飼養における飼料費の割合が増大する一方であり、農家の再生産が困難となることが予想される。